松戸市報

発行人
千葉県松戸市松戸 115
松戸市役所
電話松戸局 19・323
（直通電話番号記載）

謹賀新年
1951年元旦
松戸市役所

年頭の言葉

松戸市長　恩田　明

光陰矢の如く、昭和二十五年も過ぎ昭和二十六年の輝かしい新春を迎えて皆様と共に慶賀に堪えません。

顧みて私、初の公選市長として就任しましてから早くも任期満了の年を迎えたのでありますが、振返つて誠に感慨無量なるものがあります。

私は當初の抱負に若いて明かるい松戸市を建設しようと老驅微力を盡して今日に至りましたが、幸い皆様の再建を國り民主政治を行う基調が地方自治の完全な確立にあるのは極めて當然の理であるにもかゝわらず、曲りなりにも懸案の雖事業を逐次解決出來ました現狀は、未だ滿足すべき程度に達しない狀態でありますが、以上、今後に殘された財政の確立その他各般の事業の促進等その課題は極めて大きなものがあると申さなければなりません。

和議結も叫ばれている折柄、皆様の御協力を今日において更に強く要請されております。

私はこの年を縣案の事業を總決算し、都市形態の整備充實に力を注ぎ未完成な部面を完成する年として先づ學校教育の完全な遂行に文化の啓蒙啓發に、厚生福祉に或は産業の指導奬勵に更に都市計畫推進等の行政

當市においても御多聞に洩れず皆様の一層の關心と御協力が今日において更に強く要請されております。

施策を行う一方、これが円滑健全な施策の遂行に必要な財源の増収と確保には最大の努力を傾注して國の地方自治体としての態容を整備促進することに努め皆様の御期待を得ようと思っております。

どうか皆様に於かれましても各人各人が、この大松戸市を背負っていると云う御氣持ちで市政に對して關心を寄せられ全幅の御援助と御協力とを切に希望して想みません。

年頭に際して

松戸市議會議長　渡邊　兼春

昭和二十六年の新春を迎え、市民各位に御祝詞申し上げるとともに本市報の發刊一周年を記念して祝意を申述べる機會を得ましたことは私の最も欣快とするところであります。

省りみれば、昭和二十二年市民各位の興望を荷い選任されました私共市會議員も各位の絶大なる御支援と極めて眞摯なる御協力とによりまして複雑多岐な三年有余を大過なく、議和會議のため誠心誠意の努力を傾注され市政の運營に當り私共議員は一意本市の發展と市民の福のより良い市政を執行し福祉の増進に寄與すべく念願し努力して參りましたが「ローマは一日にして成らず」とか未だ市民各位の御期待に添う理想通りの民主的文化都市松戸の建設は市政の躍進と共に本市の發展利用せられんことを深く反省し、今後市を祈つて止まない次第であります。

市長をはじめとする執行機關と議決機關である議會事を衷心から感謝いたす次第であります。

世論が自治行政面に反映し常に地方自治機關と市民との連けいを保ち、市民の意志によつて政治を行うことにあります。その連絡と理解のため、昨年一月本市報の發刊を見たのでありますが幸いして滿一年を迎え今後益々市政の躍進と共に本市報の發展利用せられんことを祈念して御挨拶といたします。

民主政治の基礎は市民の注する覺悟であります。

——□　□——

昭和二十五年 第七回臨時市議會

（十二月二十五日）

—上程追加議案更正予算外三件—

昭和二十五年最后の本市議會は十二月二十五日午前十時本市警察署二階會議室において開會され左記議案について審議可決確定された。

記

議案第八十三號昭和二十五年度松戸市歳入歳出追加更正豫算（第六回）

今回の追加更正の主なるものは本市職員に對する年末手當支給について計上されたもので予算總額は壹億六千八百八拾七萬壹千貳拾円である。

▼議案第八十四號寄附受入について

本件は矢切巡査駐在所の家屋を矢切管轄區域代表布施房太郎氏より寄附されたものである。

▼議案第八十五號固定資産評價委員の選任について

本件は地方税法第四百四條第二項による固定資産評價委員の選任について議會の同意を得るため上程されたものである。

▼議案第八十六號大字の設定について

本件は市内八柱演習場については舊大字及び地番が昭和二十三年、大蔵、農林省令第十條により閉鎖となっており、縣開拓課より假大字假地番で掃下げになつておったもので地元より變更願があり、今回この區域を新たに大字設台とするため上程されたものである。

（細部は集計完了都度本誌に公表いたします）

昭和二十五年 國勢調査人口概數

昨年十月一日實施した國勢調査の結果が集計されたので、その一部概數を公表いたします。この概數は中間発表の結果であって將來訂正等があるかも知れません。

世帶數	男	女	計
一〇、五六二	二五、八〇四	二六、七二八	五二、五三二

昭和二十六年度 消防出初式について

昭和二十六年新春を迎え、本市消防團宣例の出初式は側新坂川に至り消防自動車の來る一月二十日午前十時より縣知事外來賓多數出席の下に市立南部小學校々庭において挙行される事になりました。

本年度は機械の整備、全團員の團服が新調され、その威儀と消防精神の規律はいやが上にも昂上せられ、その壯觀さは今から予想されるところであります。

尚式終了後威風堂々と街頭行進をして北部小學校北側新坂川に至り消防自動車の操作訓練と放水試驗を行い、提灯落し競爭も行われて、市民の警火心を引きおこすことでしょう。

將校名簿 登録の方え

昭和二十六年新春を迎え、本市消防團宣例の出初式は側新坂川に至り消防自動車の操作訓練と放水試驗を行い、十日午前十時より縣知事外來賓多數出席の下に市立南部小學校々庭において挙行されることになりました。

本年度は機械の整備、全團員の團服が新調され、その威儀と消防精神の規律はいやが上にも昂上せられ、

さきに將校名簿に登録されている方のうち、今回追放解除になられる方がありますので、軍歴表御持參の上總務課まで御相談において下さい。

知事並びに參議院議員 補缺選擧結果報告

十二月十三日執行された千葉縣知事並びに參議院議員地方選出補欠選擧の結果を報告いたします。

千葉縣知事選擧

この選擧は前知事川口爲一氏の辞職及び出馬後三いかのでありますが、結果國心が稀薄である事に基因氏の死去に伴い執行された事は勿論にも低調で縣下八市のであります。

のであるものと思われます。

投票に選み管理停により投票等にもみられる東京都選挙であります。

区別	第一（中）			第二（小部南）			第三（小切矢）			第四（中）			第五（小部北）			第六（中）			第七（小部東）			第八（小橋馬）			第九（小一第木高）			第十（小二第木高）			合計		
選挙當日有權者數	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
投票者數	七六八	七六六	一、五三四	八七七	八七七	一、七五四	八七七	八七七	一、七五四	七六八	七六六	一、五三四	七六八	七六六	一、五三四	八七七	八七七	一、七五四	七六八	七六六	一、五三四	七六八	七六六	一、五三四	七六八	七六六	一、五三四	七六八	七六六	一、五三四	八、六八八	八、六六六	一七、三五四
棄權數	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四
投票率	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二五	〇・二五	〇・二五	〇・二五	〇・二五	〇・二五	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二五	〇・二五	〇・二五	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二五	〇・二五	〇・二五

參議員補缺選擧

区別	第一			第二			第三			第四			第五			第六			第七			第八			第九			第十			合計		
選挙當日有權者數	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
投票者數	七六八	七六六	一、五三四	八七七	八七七	一、七五四	八七七	八七七	一、七五四	七六八	七六六	一、五三四	七六八	七六六	一、五三四	八七七	八七七	一、七五四	七六八	七六六	一、五三四	七六八	七六六	一、五三四	七六八	七六六	一、五三四	七六八	七六六	一、五三四	八、六八八	八、六六六	一七、三五四
棄權數	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四	二二	二二	四四
投票率	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二五	〇・二五	〇・二五	〇・二五	〇・二五	〇・二五	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二五	〇・二五	〇・二五	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二八	〇・二五	〇・二五	〇・二五

自轉車鑑札の更新について

明朝たる市役の構想の固現の一助は、正規納税済の擁護にあり、この徹底を期して改正地方税法施行にあたり自轉車鑑札の更新をいたして下さいとする。

記

一、自轉車とは二輪車（一般用車及び婦人用車）三輪車（例えば輪タク、材木屋、ガラス屋等）を使用されているリヤカー）二輪車（例自動車）を含むものとします。

一、鑑札が紛失したとき、鑑札の有無なく車を御持参下さい。

一、左記日程による交付日に鑑札を受けられた方は有効鑑札附着車に限り手数料は無料となりますが、この期間を過ぎて新しい鑑札と交換される場合は平常通りの手数料を頂戴いたします。

一、自轉車の鑑札は次のような場合はその效力が失います。

一、鑑札を毀損し又はビ失したとき

一、鑑札の服付を損壊したとき

一、この鑑札更新により今までの鑑札が無效となり、今後は必ず定期の日時、場所において鑑札の更新をいたして下さいます。

一、日程

記

交付日	交付場所
一月一日、十二日	平潟、納屋川岸、樋ノ口
十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日	平潟公園
二十一日、二十二日、二十三日	東葛飾地方事務所構内
二十四日、二十五日、廿七日、廿九日	一丁目、二丁目、三丁目
廿日、廿一日、二月一日	松戸神社境内
二日、三日、五日、六日	南部小學校校庭
八日、九日	元武蔵校校庭
十日、十一日	北部小學校校庭
十二日、十三日	岩瀬交番前廣場
十四日、十五日	北部小學校校庭
十六日、十七日	岩瀬小學校校庭
十八日、十九日	矢切出張所前廣場
二十日、二十一日	矢切出張所前廣場
二十二日、二十三日	上本郷、南花輪、松戸新田、稔台
二十四日、二十五日	根木、竹ケ花
二十六日、二十七日	岩瀬、小根木、胡錦台、相模台
二十八日	吉ケ崎、傳兵衛新田
二十九日	上矢切
三十日	中矢切、栗山
三十一日	下矢切
一月一日	大橋、和名ケ谷
二日	秋山、紙敷新田
三日	紙敷中門、紙敷向
四日	高塚新田、天神山
五日	河原塚
六日	東部出張所管内全區
七日	五香
八日	六實
九日	小金崎新田
十日	目暮、門前、大塚
十一日	金ケ作、佐野
十二日	千駄堀、中和倉
十三日	八ケ崎、栗ケ澤
十四日	馬橋全域
十五日	中根、新作
十六日	三ケ月、幸谷
十七日	太谷口新田、七右衛門新田、光郎左衛門新田、生水新田
十八日	平谷、駐在所前廣場

市民税第三期分納入に福引券發行

本年度市民税第三期分の納期は一月十六日から一月三十一日までとあります。

御承知の如く地方税収中市税は大幅な増税と納期の短縮一般的金詰りの現案等々見せ納税には悪條件が累積しましたが幸い納税者各位の絶大なる御協力と御理解に預り第一期分第二期分は左記の通りの成績を挙げ得ました。

期別	期定額	納期後の納入成績（完納者を含む）	納期後の納入成績（完納者を含む）
一	一七、八〇〇、〇〇〇円	一四、六〇〇、〇〇〇円	上半年一二月三十一日現在の納入成績
二	一七、〇〇〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇、〇〇〇円	同収
一	一七、八〇〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇、〇〇〇円	上半年一二月三十一日現在の納入成績
二	一七、〇〇〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇、〇〇〇円	同収

松戸市税賦課徴收條例に定められた、第三期分の納期内とする。

自昭和二十六年一月十六日
至昭和二十六年一月三十一日

三、發行枚數

納期限内に第三期分を完納した全員に對し發行する

四、發行方法

松戸市收入役、又は各出張所に設置されている松戸市出納員が税金を領收したとき納付書引換により市役所並びに出張所に掲示し、福引券の交付を受ける。

張所に設置されている松戸市出納員次第に下降標を書き前述等難を思はしめています。この計算として、財務課では可歩可能の人員五、福引券の交付を受ける動員し諸納整理に全力を傾注していますが、なかなか思うに任せない現狀であります。この儘推移すると第三期分は期定額の半分に満たない成績ではあるまいかと今から歎息している次第であります。この事は財政危機の一歩前進であり自治行政の運營を阻害する虞でもあります。それがお持ちのお母様方にとっては、さぞかし御心痛の種と思われます。今年は予防のためのあり方ではありますが納税奬勵と納税成績の向上を目標として左記要綱に基づき納税者に對し福引券を發行する事にいたします。

なお賞品は別表の通りです。なお賞品の獲得者各位の御協力と御理解を願ひたいと存じます。

松戸市告示第二號

昭和二十六年一月十二日

松戸市長　豊田　朗

市税納税福引券發行規則第二條の規定に從い、左記要綱により納税福引券を發行する。

一、發行の對象となる税

昭和二十五年度市民税第三期分の納入について發行する。

二、發行期間

昭和二十六年一月一日から一月三十一日迄

三、賞品及び本數

一等	自轉車	一本
二等	五球スーパー	一本
三等	茶ダンス	一本
四等	置時計	三本
五等	電熱器	四本
六等	手拭	一五〇〇本
計		一五一〇本

四、抽せん期日

昭和二十六年二月二日午前十時

五、抽せん方法

組引券の受付を受けた者の内より若干名を立會人に選任し抽せん機により行う

六、抽せんの場所

松戸市役所　財務課

七、賞品の交付期間

自昭和二十六年二月三日至昭和二十六年三月十日

但し日曜日を除く

八、抽せんの結果は四日市役所並びに出張所に掲示し、賞品の引換場所は松戸市役所　財務課

九、抽せん券の受付

組引券の受付は市役所並びに出張所に掲示すると共に市前付掲示板に公示する

十、組引券を著しく毀損し抽せん番號の判讀不能のものは無効とする。

十一、賞品の引換期間

十二、抽せんの結果は四日市役所並びに出張所に掲示したとき納付書引換により市役所並びに出張所に掲示し、組引券の交付を受けるものとする。

十三、組引券を著しく毀損し抽せん番號の判讀不能のものは無効とする。

十四、賞品の交付期間

自昭和二十六年二月三日至昭和二十六年三月十日

但し日曜日を除く

十五、賞品の引換場所

松戸市役所　財務課

十六、賞品の受渡

賞品は一回分（一人一回分）宛（年末お國者さんでもらった方）七〇円

一、年令　生後三年以上

二、實施予定　二月中旬（過ぎて明日をお知らせ致します）

追加　一回分（一人一回分）宛（年末お國者さんでもらった方）七〇円

百日咳豫防注射通知

今年も百日咳の流行期に入りました。小さいお子様をお持ちのお母様方にとっては、さぞかし御心痛の種と思われます。今年は予防のため當市では、はリタチンもやく入手出来るものとして、予防注射を實施致します。なお料金は一人分七〇円です。

注射を受けるお子様は、生後三年以上の方で、なるべく早く御來院願ひます。

注射の日程

一回分（第一年初め）

二回分（第一年末）

三回分（第二年初め）

注射を受けるお子様

子供銀行の表彰について

貯蓄増强の一環として、子供も銀行は全國的に一段と普及を見て居り、國民貯蓄運動に貢献し、又教育的にも社會科として、その實功をおさめて居ります。

なお、このたび大蔵大臣及び日本銀行總裁から、本市から、優秀小學校に対する表彰が、本市から、優秀小學校に対する表彰がありました。

貯蓄銀行の表彰は、本市の貯蓄銀行として、何年間、ご協力をお願ひ致します。

市立國保病院

こゝで、院長山崎先生は「擂鉢から蒸場まで」という言葉があるが、籍は質に出生から死亡に至るまでの事務を取扱っており、死亡、婚姻、離婚等々あらゆる身分関係を古めているが昨年十五年十二月中の件數は別表のようになっている。

特に在來死亡届を一具戸籍課に提出し更にこれを御生課に持參して現戸籍許可証の交付を受けたのは、本一月より死亡届は戸籍課に提出し直ちに同課で埋火葬許可証を交付する予定になっているから御注意ありたい。

こゝで、院長山崎先生は昨年十一月二日、菊花展において永らく内科部長を担任さかつて目赤病院において出生から死亡に至るまでの経歴を取扱つて居ります。院長現下健康状態を出生、死亡、結婚、離婚等々あらゆる身分関係を古めているが昨年十五年十二月中の件數は別表のようになっている。

特に在來死亡届を一具戸籍課に提出し更にこれを御生課に持參して現戸籍許可証の交付を受けたのは、本一月より死亡届は戸籍課に提出し直ちに同課で埋火葬許可証を交付する予定になっているから御注意ありたい。

戸籍の事務

昨年十二月中の

種別	件數
出生	17
死亡	30
婚姻	36
離婚	55
認知	65
認證	41
認定	101
合計	1,055

種別	件數
容者告知書	117
回報交付	33
死法可証	31
死亡証明	6
調税許可	93
戸籍謄抄・抄本	417
身元証明	14

市營第二回松戸競輪について

市營第二回松戸競輪は予定の如く十二月二日、二日、三日、四日の四日間に亦て開催の筈でありましたが、諸情況に鑑み、今回は第一回の成績に於きましても、遺憾なる御努力と市民各位の絶大なる御後援によりまして、賞上げに於きましても、遺憾なる御後援によりまして、賞上げに於きましても、遺憾なる御後援によりまして、賞上げに於きましても、遺憾

松戸市報

発行人 千葉縣松戸市松戸1415 松戸市役所 電話松戸局 19・167・325

（毎月1回15日発行）

立役者は火の用心
物をよくかたづけ
まめに置く

第一回定例市議會開會

―市長提出議案五件―
―議員提出議案五件―

昭和二十六年第一回定例市議會は一月三十一日本市庁舎内議會議室に於いて、午前十時より議員二十一名出席のもとに左記議案につき審議を行い、年后五時二十分終了した。

市長提出議案

第一號「市税について」

本件は六・三制実施等一般政府職員に対する新給与法の成立に伴い市税条例の一部を改正するものである。

第二號「市議會議員諸給与条例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第三號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市東部地區講堂建設工事について松戸建設戸籍課等の職員に対する新給与法の成立に伴い市職員の給与額を改正するものである。

第四號「工事請負契約について」

本件は本市東部地區講堂建設工事について松戸建設戸籍課等の職員に対する新給与法の成立に伴い市職員の給与額を改正するものである。

第五號「工事請負契約について」

本件は本市東部地區講堂建設工事について松戸建設戸籍課等の職員に対する新給与法の成立に伴い市職員の給与額を改正するものである。

第六號「市有財産の処分について」

本件は第十國會において新憲法に伴い松戸建設戸籍課等の職員に対する新給与法の成立に伴い市職員の給与額を改正するものである。

第七號「市議會議員の議員報酬について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第八號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は第十國會において新憲法に伴い松戸建設戸籍課等の職員に対する新給与法の成立に伴い市職員の給与額を改正するものである。

第九號「工事請負契約について」

本件は本市東部地區講堂建設工事について松戸建設戸籍課等の職員に対する新給与法の成立に伴い市職員の給与額を改正するものである。

第十號「市有財産の処分について」

本件は第十國會において新憲法に伴い松戸建設戸籍課等の職員に対する新給与法の成立に伴い市職員の給与額を改正するものである。

第十一號「市議會議員諸給与条例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第十二號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第十三號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第十四號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第十五號「市議會議員諸給与条例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第十六號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第十七號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第十八號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第十九號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第二十號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第二十一號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第二十二號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第二十三號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第二十四號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第二十五號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第二十六號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第二十七號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第二十八號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第二十九號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第三十號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第三十一號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第三十二號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第三十三號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第三十四號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第三十五號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第三十六號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第三十七號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第三十八號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第三十九號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第四十號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第四十一號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第四十二號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第四十三號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第四十四號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第四十五號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第四十六號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第四十七號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第四十八號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第四十九號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

第五十號「市職員給與條例の一部を改正する條例設定について」

本件は本市議員の議員報酬について昨年好評第二百九十七號をもって公布になった「國會議員の歳費、旅費及び手當に関する法律」に準じ議員の歳費を一人月額五千円、議員三人に対し議長は補助金、平衡交付金の為の増加分を計上したものである。

地方公務員法施行に當つて

去る昭九臨時國會において成立した地方公務員法に基づき、昭和二十六年十二月十三日法律第二百一號として公布され、その大部分は本年一月十三日より施行されることとなり、引き続き周知のことと存じます。

この法律が法案として審議の際になお論議の焦点となったかは、別に譯るとして、一応この法律の目的とするところを一言で申せば、同法第一條に示す如く近代的な公務員制度の理念に基く地方公務員制度を確立することにより、その地方公共團体には必ずしも職員（特別職の職員を含む）のみを対象とする地方公務員法であるとの誤解があるのであります。

法律は公共團体に職員を置くことを規定しているのであって、職員の身分の保障、職員の利益を保護すると共に、職員の利益を代表し、若しくは職員に対し厳正な行政を行うべき責任を負わしめるべきものであるとしている。

第二條第二項に「職員とは、地方公共團体の長その他の吏員、参事会員、委員会の委員若しくは委員会の委員又は議会の議員をいう」とあるのは、職員の利益を代表し、若しくは職員に対し厳正な行政を行うべき責任を負わしめるべきものであるとしている。

第三條第二項に「

二月十三日　特別火災警戒警報發令!!

火事を發見したものは「火事です」と一刻も早く消防署え電話を!!

尚相當量の降雨があるまで警報發令中と心得られたい！

就學前身体檢査と入學式について

本年四月五日小學校に入學することになつている、學齢子女（昭和十九年四月二日より昭和二十年四月一日までに生れた子女）の保護者の方々、就學前身体檢査を行うのであります。故、もれなく受檢するようにして下さい。

尚、本年は左記日程により行うことになりました。

（就學前身体檢査通知書は追つて送付いたします）のでお知らせいたします。

一、就學前身体檢査について

就學前に身体檢査を行う目的は、子女が新に保護者の膝下を離れ、小學校に入學し團体生活をいとなむことになり、學校としては、大事な子女をおあずかりする女の身心の狀況を詳知し學校教育は勿論、學校經營の面に於ても重要な參考資料となり、又病氣を早期に發見し、四月五日までに完全に治療し入學に支障のないようにするために就學前身体檢査を行うのであります故、もれなく受檢するようにして下さい。

尚、本年は左記日程により行うことになりました。

（就學前身体檢査通知書は追つて送付いたします）のでお知らせいたします。

昭和二十六年度定期種痘實施について

標記については、予防接種法に基き定期種痘を左記に依り實施致します。

記

一、日時（午后一時—三時）

3月5日　北部地區　於北部小學校中部地區

3月6日　中部地區　於東葛自治館

3月7日　南部地區　於南部小學校

3月8日　矢切小學校區　於矢切小學校

3月9日　東部地區　於東部小學校

3月12日　馬橋地區　於馬橋小學校

3月17日　高木地區　於高木小學校

3月20日　高木第二地區　於高木第二小學校

二、實施對象者

イ、第一期該當者

昭和24年12月1日より昭和25年12月31日までの間に生れた者

ロ、第二期該當者

本年四月小學校に入學予定の者。

三、料金

一人拾圓

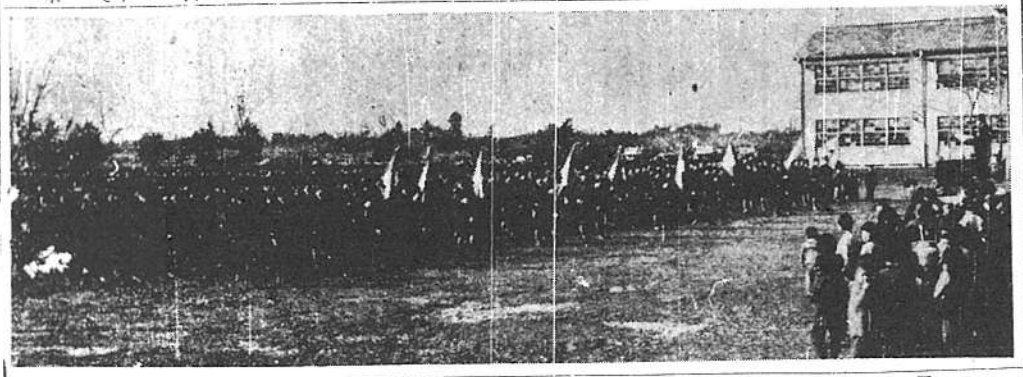

南部小學校二月二十八日
矢切小學校二月二十一日
東部小學校二月二十八日
高木小學校二月二十六日
高木第二小學校二月二十七日
馬橋小學校二月二十七日

二、お願い

昭和十九年四月二日より昭和二十年四月一日までに生れた子女の保護者で入學の手續のすんでいない方は至急市役所教學課へ御通達下されたい。

三、入學式について

入學式は四月五日午前九時より市内各小學校一齊に行うことになつております故に時迄に指定小學校に兒童御同伴の上お出で下されたい。

消防團員の表彰

好天に惠まれた本市消防團出初式は既報の通り一月二十日盛大裏に終了いたしましたが、その式上次の方々が表彰されました。

千葉縣知事　功勞賞受賞者
千葉縣消防協會功勞章受賞者

千葉縣消防協會精勤章受賞者

安藤喜一郎、酒井順一、花島盛次郎、花島盛次、鶴谷治雄、鶴谷治雄、加藤雅春平、浅髮次、加藤山芳雄、鈴木定雄、豊田久一、石崎己之一、竹内和吉、豊田澤治、豊田金太郎、鶴口益太郎、吉岡久一郎、尚一郎

一般人で火災の時消防協力し特別功勞により消防團長より感謝狀を受興せるもの

日暮協和會代表　太田原倉吉

昭和二十四年七月廿日松戸新田の火災の時

千葉縣知事　功勞賞受賞者
石井郁次郎、大川岩吉、
千葉縣知事精勤章受賞者
胡日出喜六、野本光義、中山末次郎、待山武一、石井市太郎、大谷川德太郎、吉岡兵藏、岩井光次郎、千葉縣消防協會功勞章受賞者

古田常吉、秋谷竹次郎、馬場義次、齊藤市太郎、平野利作、安藤喜一郎、酒井順一、花島盛次、花島喜二郎

社會福祉主事設置について

昨年五月生活保護法が改正されて、これと兒童福祉法並びに身体障害者福祉法を取扱う專門有給更員として社會福祉主事を設置した事についてはすでに市内を左の七方面に分担して要保護者被保護者の指導誘掖者に活動して貰りますから御協力下さい。

方面	大字別
第一方面	一、二、三丁目、平潟、納屋川岸
第二方面	矢切、出張所管内
第三方面	根本、小根本、岩瀬、相模台、胡録台、古ヶ崎、傳兵衛新田、竹ノ花、馬橋
第四方面	馬橋出張所管内
第五方面	高木、館一出張所管内、稔台松戸新田
第六方面	東部出張所管内
第七方面	高木第二出張所管内

保護の申請、生活の相談は市役所民生保險課までお產下さい。暦の御歸國切了寛に御相談に應じます。

供米完納御禮　農家の皆様え

昭和二十五年產米の供出については、總ゆるる惡條件にもかゝわらず供出割當量の完遂をして頂きまして誠に感謝に堪えません。

御蔭様で本市の割當量も二月末をもつて完納いたしました。

記

「營業所又は工場の所在地」

「名稱」　名

「氏名」

客月中旬皆さんが選擧により登錄した新しい主食の民營販賣業者が、この度決定され縣より公表があつた者左記の通りです。

主要食糧販賣業者の登錄票交付について

松戸市秋山四番地	松戸東部食糧配給企業組合秋山販賣所
松戸市日暮七八五番地	松戸東部食糧配給企業組合日暮販賣所
松戸市五香六丁目五番地	松戸東部食糧配給企業組合
松戸市馬橋一八四四番地	松戸東部食糧配給企業組合
松戸市八ヶ崎三二八番地	高橋清一
高橋商店	高橋清一
松戸市根本三六番地	谷新太郎
松戸市二丁目一九〇〇番地	大塚由松
松戸市小山二五番地	瑞月精米所
松戸市馬橋一八〇二番地	樺長次
松戸市根本二番地	太田原秋蔵
松戸市根本二番地	太田原精米所
松戸市松戸一六六番地	成田政實
松戸市小根本一〇番地	森谷清治
以上二七件	

經濟告知板

昭和二十五年一月十六日
大塚製作所火災の時
日暮武光、小幕市助
一般人で防火宣傳に協力し夜番をして消防團長より感謝狀を受興せるもの

松戸　豊治
松戸市立南部小學校
六年生一同
總代　松戸　豊

寫眞は一出初式に於ける松戸市長の式辭」

商工要覽發刊について

今般松戸市商工業者名を廣く全國關係機關等に照會する「昭和二十六年版」商工要覽を發刊いたしたい計畫を進めておりますが、左記により御協力下さるようお願いいたします。

一、近く營業している宅に係員が營業業者住所、氏名營業種目等細部について伺に參りますので、その時はよろしく御教示をお願いいたします。又經濟課に營業者調査カードがありますので同業者取まとめて御報告下されば業者一人のこらず登錄出來る上に人員の重複が減作されるので進んで御協力願いたい。

二、商工要覽中に廣告を登載しない方は各市より多數國案並見本が送付されて來ておりますので多數御申込下さい。

なお本要覽作製について問合せ等は御遠慮なく御出で下さると共に御協力を切に願したい。

戸籍手續の改正

◆本家に殘した子

◆筆頭者の改氏等

戸籍係

一、分家制度のあつた當時はこの場合筆頭者は失てあ本家に特に殘した子或は誤るという制度に改められて殘した子は新らしい法から一般にお知らせします規ではどうしても別取つて親の戸籍には入れることができなかつたが今國戸籍之は國民感情並にわが國の國情に副はないものだとして改めて親の戸籍に入れることができることに改められたから此の問題で苦しんでいる方は早速手續をとられた方がよい。

二、一旦嫁家子にいつて離縁婚となり夫が復籍したあとで更に妻が夫と婚姻したので新戸籍が編製される場合は新戸籍に入れる事が出來ます。

昭和二十六年二月一日前一年間の狀況を調査致します。

農業勤態調査實施について

農業統計調査規則に基き農林省千葉統計調査事務所の國民感情並にわが國の國民の要望等もあつて、一般農業者の要望等もあつて、一般農業者の要望等もあつて、

この調査は五年毎に行う施致しました。

基本調査の中間年次の補間並びに農業勤態調査を實施として農家數農家人口G.H.Q.從業員調査改善陳情未亡人會發會式生產物家畜頭數主要農機具に關する統計を整備する。

二十日
廿三日
廿六日
三十日
廿一日

市營第二回松戸競輪決算について

（昭和25年12月開催）

昭和二十五年度市營第二回松戸競輪は既報の如く年末差迫つて十二月二十八日から三十日まで四日間開催いたしたが市民各位の熱誠斷然好成績を收め得ました御後援と幸にも天候に惠まれ縣營十一月競輪より躍進的好成績裡に終了しそ

回松戸競輪は既報の如く年末差迫つて十二月二十八日から三十日まで四日間開催再開競輪の各方面に比して斷然好成績を收め得ました次第であります。

なるものと存ぜられます。

政面に寄與する處極めて大政府に於ては今度二月六日より九日まで四日間六ヶ所に於いて統計事務所抽出農家一三〇戸について實施致しました。

昭和25年12月開催松戸競輪決算回市營第2回

項目	收入	支出	殘	備考
勝者投票券賣上金額	57,340,400			補足金を含む
拂戻金		43,145,860		
交付金		1,720,212		
開催經費		5,493,400		當費、手當、旅費、賞金、その他需要費
國庫納付金		2,460,125		
入場料及雜收入	292,440			
競輪場費		2,006,914		
收入支出合計	57,632,840	54,826,511		
純收入			2,806,329	

驛中事項（一月）

四日　御用始式
ヂフテリヤ予防接種
十一日
十五日
十八日

任免及び辭令

給仕　寺岡きよ子
願に依り解傭する
（一月三十一日付）

常備消防手　松丸　澄
願に依り本職を免ずる
（一月十六日付）

大塚　君子
松戸市給仕を命ずる
（一月三十一日付）

松戸市報

発行人
千葉縣松戸市松戸1415
松戸市役所
電話松戸局 19・167・323
（藤山商印刷社印行）

◇納税の完納は市政運用の鍵！

地方選擧のあらまし

四月二十三日は市長、市議員の選擧。同三十日は縣會議員選擧。同三十日は縣會議員の選擧が行われます。

今回の選擧は、私共に最も身近なことであり、民主國家の根本理念であり、民主國家の根本方針權による地方自治の確立を一日でも早く實現しようとの一番大なときであります。私共は眞の代表者を選ぶべき重大なときであります。

よりよい上の關心を持ち、理解を深めることにより、來たる選擧に際しては私どもの權利と義務を立派にはたしたいとの覺悟をのべ參考とします。

一、投票のできる人

日本國民で、選擧日において滿二十才以上の者で本人が引き居住し選擧人名ボに登載されている方です。

二、立候補のできる人

日本國民で知事は滿三十才以上。市長及び縣市議員は滿二十五才以上の方です。

三、選擧人名ボについて

毎年九月十五日現在で調整する市本選擧人名ボと選擧毎に作成しなければなりません。

なった人を登載する補充選擧人名ボとの二種類があります。

四、選擧人名ボの縱覽

市本選擧人名ボは毎年一月五日から十五日間、補充選擧人名ボは選擧期日前十日前後に、それぞれ縱覽に供します。

誤りなく名ボに登載されているか否かを確かめますので疑問の點があるときは、直ちに選擧管理委員會に申出ておいて下さい。

五、投票及び開票

投票は一人一票で候補者氏名一人だけを記入し投票箱に投じます。

候補者以外のことを記載したり氏名が明確でないものは無効となります。

字の書けない人は係員が代つて書いてあげます。

又止むを得ない事情、病氣等のため投票所へ行けない人は郵送することもあります。

これは多くの場合、選擧の公正を期するためです。

六、立候補するには

市長、市議員等に立候補するには選擧の日に立候補しなければなりません。

七、立候補の制限

立候補者は、選擧の日に立候補者自身が當選する目的をもつて、又は候補者を當選させるための行爲選擧運動をしてはなりません。

この運動はどのようなものかと言いますと、

（イ）運動期間

選擧運動のできる期間は告示の日から選擧前日までの期間です。

（ロ）選擧事務所の數

選擧事務所は、候補者又は推薦團體は、選擧事務所を知事二箇所、市長、市議員は一箇所設置することができます。

（ハ）選擧運動を禁止されておる者

次のものは職業の性質上選擧運動をすることは適當でないので禁止されております。

（イ）裁判官、檢察官、會計檢査官、公安委員、警察官及び警察吏員及び教職員、學校長及び教員、微税吏員及び選擧管理委員會の職員、選擧管理委員會の定めた表示をなしたる証明書を常に携帶し自動車一台、擴聲機二台、船舶一隻。

（チ）ポスター及び葉書の使用について

使用枚數に制限があり、ポスターを使用する場合は選擧管理委員會の檢印を受けなければなりません。

（ト）自動車、擴聲機、船舶

候補者が運動のため、これを公認するものである半年間に何回分を納税して頂くようになりましたので容易に確定されません。

即ち市税の廿五年度の調定額は

市税

固定資産税 三、二〇〇萬円

諸税 三、五〇〇萬円

であります。

松戸市民一人當りの市税が一、四五二円（一世帶五人として七、二六〇円）の平均負擔額となる譯であります。

なお、同時に外左の者に對して、市長は表彰状及び特別賞員章を授與されました。

（道）、四月中に綜合納税成績を發表致します）

なお、昭和廿六年度の市税であります、税率については、

松戸市に居住させてもらい、

それぞれ防いだり守ったりしてもらい、また子弟が教育を受ける等その外有形無形に松戸市の恩惠を受けている限りの程度の市民は負擔して頂かなければならない金額なのであります。

また皆樣の一人一人が税金を納税して頂くことによつて、市役所の徴税面だけでなく、種々の方面の手數と費用が省けますし、

また、皆樣の一人一人が税金を納税して頂くことによつて、市役所の徴税面だけでなく、種々の方面の手數と費用が省けますし、

急に利用計畫を企て、市議會でも委員會を設けて推進致します事由無きまでで、その過を とくとお考えくださつて、廿六年度における、協議されれば、具体的な利用策につきましては是非とも皆樣が計畫的に試み出して頂くようにお願ひ致したいと存じます。

それには先づ近隣の方々とお話し合ひ下さつて、十人廿人とお集りになつて、それぞれの收入に應じた額を日々貯蓄して頂き到來されました税金の納期に一括して納税して頂くようにすれば、一度に多額の金額を支出せずに納税出來ると存じます。

このように納税貯蓄組合を作つて出出して頂く場合は、その組合の規模に應じてその都度奬勵金を差上る制度を設けました。

何卒皆樣が愛する お互の郷土のため、よりよき松戸市建設のため市税の完納を目指して納税貯蓄組合を設立して下さいます。

納税貯蓄組合設立について御不明の點がありましたならば、何時でも御申越下されますがそれには法定得數を、今回は、四月の市長、市議員、縣議員、市長、市議員等の選擧に際しての、選擧人名ボの縱覽、投票、開票立會人は三人より五人以内であります。投票立會人は選擧管理委員會が選任しますが、候補者が選任いたします。

候補者は、選擧の日に立候補者の一、知事期間の場合は三人より五人以内であります。

候補者は、選擧の日に立候補者の一、知事期間の場合は三人より五人以内であります。

投票立會人は選擧管理委員會が選任しますが、候補者が選任いたします。

候補者は、選擧の日に立候補者の一、知事期間の場合は三人より五人以内であります。

投票立會人は選擧管理委員會が選任しますが、候補者が選任いたします。

六、立候補するには

市長、市議員等に立候補するには選擧の日に立候補しなければなりません。

七、選擧運動とは

候補者自身が當選する目的をもつて、又は候補者を當選させるための行爲選擧運動をしてはなりません。

この運動はどのようなものかと言いますと、

（イ）運動期間

選擧運動のできる期間は告示の日から選擧前日までの期間です。

（ロ）選擧事務所の數

選擧事務所は、候補者又は推薦團體は、選擧事務所を知事二箇所、市長、市議員は一箇所設置することができます。

（ハ）選擧運動を禁止されておる者

次のものは職業の性質上選擧運動をすることは適當でないので禁止されております。

（イ）裁判官、檢察官、會計檢査官、公安委員、警察官及び警察吏員及び教職員、學校長及び教員、微税吏員及び選擧管理委員會の職員、選擧管理委員會の定めた表示をなしたる証明書を常に携帶し自動車一台、擴聲機二台、船舶一隻。

（チ）ポスター及び葉書の使用について

使用枚數に制限があり、ポスターを使用する場合は選擧管理委員會の檢印を受け

區分	知事	縣議	市長	市議
ポスター	三〇〇〇枚	三〇〇枚	三〇〇枚	三〇〇枚
ハガキ	三〇〇〇枚	三〇〇枚	三〇〇枚	三〇〇枚

言い歩いたり飲食物を提供したりすることは出來ません。

然し候補者が親族又は平素親交のある人を訪問したり、飲食物も湯茶は差支えありません。

（二）立會演說會

候補者が、いかなる人物であるかを知られるため同一場所に於て政見發表を持つて他の候補者と比較ができる制度であります。

現行の選擧法には市長、市議員選擧の立會演說會を開く規定はありませんが、改正の際は、是非とも開催できる予定です。

（ホ）個人演說會

候補者運動員及び第三者が行う演說會で、これは公會演說會とは違つて自由です。

（ヘ）縣會議員

選擧人名ボに登載された數を議員定數で除した數に十円を乘じた金額。

（ロ）市長

選擧人名ボに登載されている數に二円五十錢を乘じた金額。

右の制限金額以上を超えて支出することは違反となります。

又候補者の選擧費用が、

二、選擧運動のために必要な事務費用の適正を期するため、

三、選擧運動を行う團体の代表者は、選擧管理委員會に報告すること。

（イ）個人演說會の禁止區域

選擧運動については多額の費用を要する場合は團体等規定を設けることは好ましくないので次のような禁止區域が定められております。

（ロ）街頭演說會

道路廣場等でよくみかけるが街頭演說會で、演說者が候補者であると第三者であると問わず又候補者の代表者であると問わず、

（ハ）個人演說會の禁止區域

立會演說會は第三町以内、國、地方公共團体、國鐵道路内、病院、診療所及び燃料置場、商店、官公廳、學校、電車、汽車、電車、乘合自動車、船舶及び停場を選任し、その收支を常に明白にしておく。

（ニ）市長

選擧人名ボに登載されている數に二円五十錢を乘じた金額。

（ホ）個人演說會

第六條に、

（ヘ）縣會議員

選擧人名ボに登載された數を議員定數で除した數に十円を乘じた金額。

（ト）自動車、擴聲機、船舶

十三、**賣買立候補の禁止**

立候補者は、選擧の日に立候補者自身が當選する目的をもつて、又は候補者を當選させるための行爲選擧運動をしてはなりません。

この運動はどのようなものかと言いますと、

（イ）運動期間

選擧運動のできる期間は告示の日から選擧前日までの期間です。

（ロ）選擧事務所の數

選擧事務所は、候補者又は推薦團体は、選擧事務所を知事二箇所、市長、市議員は一箇所設置することができます。

（ハ）選擧運動を禁止されておる者

次のものは職業の性質上選擧運動をすることは適當でないので禁止されております。

（イ）裁判官、檢察官、會計檢査官、公安委員、警察官及び警察吏員及び教職員、學校長及び教員、微税吏員及び選擧管理委員會の職員、選擧管理委員會の定めた表示をなしたる証明書を常に携帶し自動車一台、擴聲機二台、船舶一隻。

（チ）ポスター及び葉書の使用について

使用枚數に制限があり、ポスターを使用する場合は選擧管理委員會の檢印を受

昭和二十六年度固定資産税について

昭和廿六年度の固定資産税は、四月に第一期の納税者に負擔が、四月の初旬に分化する重複を避けるため、お手許に配布されます。

縣税と、國税の納期に分けられております。

なることになりますが、改正地方税法が施行されて二年目に入つた許りであります。

昭和廿六年度の固定資産税は、その取扱の措置と致しまして種々特例が設けられております。

特に市民の皆樣に知つて置いて戴きたい點について説明致します。

一、課税客体

土地、家屋の承知の如く、すべて御所有者及び事業用の資産（資産といいます）が包含されます。

二、賦課期日

賦課期日は納税義務發生の法的規準日であります。

土地、家屋、償却資産とも昭和廿六年一月一日現在に固定資産税台帳に登録されている所有者に課されます。

三、課税標準

土地、家屋税の課税標準は賃貸價格を規準とします。

償却資産の資産再評價法による再評價の額又は見積額を算出して、税の價格で戴くことと、固定資産評價員が各戸に、皆樣のお宅にお伺いて戴く資産の評價を致すことになります。

四、税率

課税標準の百分の一、六に対し税額が算出されます。

五、免税點

零細なる資産の所有者には免税の設けられております。

土地、家屋が、償却資産について價格が合計して、

一、一〇八〇倍

が課税標準となります。

二、一〇〇倍

田は賃貸價格の九〇〇倍畑は賃貸價格の四〇〇倍が課税標準となります。

三、六倍

償却資産に対しては、昭和廿六年度における、

四、一〇〇倍

農地の簡易方法は課税標準を算出する方法は賃貸價格の九〇〇倍田は賃貸價格の四〇〇倍畑は賃貸價格の四〇〇倍が課税標準となります。

五、一〇〇倍

農地調整法に定められた率の廿二、五倍と定められております。

六、納期

納税者に負擔を均分化するため、國税と縣税との納期は、四月、六月、八月、十二月の四期に納めて戴くことになります。

固定資産税の計算例

家屋 貸貸價格 100円

貸貸價格 100円 × 倍率 900倍 = 課税標準 90,000円

課税標準 90,000円 × $\frac{1.6}{100}$ = 税額 1,440円

即ち各期360円を納入することになります。

貸貸價格の評價により95,000円に決定されたとき課税標準が90,000円となり3期に納めることになりますと上例により税額1,520円と1,080円との差額440円を4期に納めることになります。

選擧と團体等規正令

政黨、協會その他の團体の公職の候補者を推薦又は支持する場合は團体等規正令第六條によつて、その團体の代表者又は主管者の氏名及び所屬政黨を明記すること。

二、選擧運動を行う團体

ならないことになつており、選擧運動を行う團体は、近く施行の地方選擧終了後二十日以内に、常時届出を要しないとされている他金額。

右の制限金額以上を超えて支出することは違反となります。

又候補者の選擧費用が、

二、選擧運動のために必要な事務費用の適正を期するため、

三、選擧運動を行う團体の代表者は、選擧管理委員會に報告すること。

三、届出

届出は正本に寫四通を提出しなければなりません。

四、本届出について疑問の点

本届出について疑問の点があれば市役所總務課に問合せられたい。

納税貯蓄組合について

地方税法の大改正により、昭和廿五年度の市税は、昭和廿五年度の市税は法人税額の一〇%程度の所得割を賦課することになります。

即ち市税の廿五年度の調定額は

市税

固定資産税 三、二〇〇萬円

諸税 三、五〇〇萬円

であります。

松戸市民一人當りの市税が一、四五二円（一世帶五人として七、二六〇円）の平均負擔額となる譯であります。

なお、同時に外左の者に対して、市長は表彰状及び特別賞員章を授與されました。

この功勞によつて日本赤十字社々長は、この程松戸市に對して、日本赤十字社の紋章を授與されました

◆地方選挙立候補者の資格審査の受付は　三月十六日より三月二十七日まで

すすんで予防注射を受けましょう！

結核豫防注射（定期）狂犬病豫防注射実施について

標記については、予防接種法に基き左記の通り實施しますから該當者は洩れなくお受け下さい。

記

一、該當者
○才から六才まで

二、料金
ツベルクリン　拾円
B・C・G　貳拾円

三、日時及場所

中部地區
ッ・三月二十日（火）於高木第二

B・三月二十二日（木）於東葛自治館

南部地區
ッ・三月二十三日（金）於南部小學校

B・三月二十五日（日）於南部小學校

北部地區
ッ・三月二十四日（土）於北部小學校

B・三月二十六日（月）於北部小學校

矢切地區
ッ・三月二十五日（日）於矢切小學校

B・三月二十七日（火）於矢切小學校

東部地區
ッ・三月二十七日（火）於東部小學校

B・三月二十九日（木）於東部小學校

馬橋地區
ッ・三月二十八日（水）於馬橋小學校

B・三月三十日（金）於馬橋小學校

高木地區
ッ・三月二十九日（木）於高木小學校

B・三月三十一日（土）於高木小學校

高木第二地區
ッ・三月三十日（金）於高木第二小學校

B・四月一日（日）於高木第二小學校

（毎日午後一時より三時まで）

費殿の愛犬に對する昭和二十六年度第一期の狂犬病予防注射を左記により實施しますから該當者は洩れなくお受け下さい。

實施期日中出張の際は後日期日を定めて行います。

なお出の節は必ずこの葉書を御持參下さい。

記

一、日時及場所

中部地區
ッ・三月二十日（火）於同出張所

B・三月二十二日（木）於東葛自治館

南部地區
ッ・三月二十三日（金）於南部小學校

B・三月二十五日（日）於南部小學校

北部地區
ッ・三月二十四日（土）於北部小學校

B・三月二十六日（月）於北部小學校

矢切地區
ッ・三月二十五日（日）於矢切小學校

B・三月二十七日（火）於矢切小學校

東部地區
ッ・三月二十七日（火）於東部小學校

B・三月二十九日（木）於東部小學校

馬橋地區
ッ・三月二十八日（水）於馬橋小學校

B・三月三十日（金）於馬橋小學校

高木地區
ッ・三月二十九日（木）於高木小學校

B・三月三十一日（土）於高木小學校

高木第二地區
ッ・三月三十日（金）於高木第二小學校

B・四月一日（日）於高木第二小學校

（毎日午後一時より三時まで）

三月九日（金）矢切地區　於同出張所

三月十日（土）東部地區　於同出張所

三月十三日（火）北部地區　於東葛自治館

三月十四日（水）中部地區　於東葛自治館

（毎日午後一時より四時まで）

二、料金
百円

三、注意
イ、この注射は狂犬病予防法第五條に基いて行うものですから理由なく注射をおこたると三萬円以下の罰金に處せられますから御注意下さい。

ロ、病氣その他の理由でどうしても受けられないときは「出張所」又は最寄の「出張所」へ御申出下さい。

本年度春季清潔法施行

昭和二十六年度春季清潔法施行方法を左記の要領により施行いたします。但し雨天等の爲め實施不能の區域は改めて期日を指定して行います。

記

一、實施主体　松戸市

二、實施區域　市内一円

三、實施期間自三月十五日　至四月二十日

清潔法實施日割

施行日	曜日	區域
十五日	木	幸谷　三ヶ月
十六日	金	下谷一円
十七日	土	中根　新作
十八日	日	中和倉
十九日	月	馬橋　八ヶ崎　栗ヶ澤　千駄堀
二十日	火	三日
二十一日	水	四日
二十二日	木	日暮　門前
二十三日	金	稔台　金ケ作
二十四日	土	小山　上矢切
二十五日	日	下通り　角丁　横丁
二十六日	月	宮前丁　三丁
二十七日	火	二丁目　納屋
二十八日	水	川岸　平潟
二十九日	木	一丁目
三十日	金	根本
三十一日	土	上矢切第一
三月一日	日	第二　中矢切
二日	月	第二　第三
三日	火	栗山
四日	水	下矢切の内
五日	木	日枝神社　陸軍
六日	金	地區　小根本
七日	土	岩瀬の内住宅地區
八日	日	吉住宅地區
九日	月	樋ノ口　古ケ崎本田　新田
十日	火	傷兵勤務田　竹ケ花　南花島　上本郷
十一日	水	松戸新田　岩瀬　相模台
十二日	木	和名ケ谷　大橋
十三日	金	五香
十四日	土	河原塚　紙敷
十五日	日	新田　中内
十六日	月	高塚新田

中學校へ入學すべき生徒（保護者）の入學手續きと學校の指定について

昭和二十六年三月三十一日小學校を卒業し中學校へ入學すべき生徒と、その保護者の方々え、入學手續きと學校の指定について、お知らせいたします。

（一）入學手續きについて

1本年四月一日中學校へ入學すべき生徒（保護者）に對し三月十七日までに小學校より入學通知書を送り上げます

2生徒が疾病その他の事由により期日までに入學出來ぬ場合は保護者はその旨を教學課までお申出下さい。

3生徒（保護者）が市より指定を受けた以外の市立中學校に入學を希望してもそれは出來ません。從來は寄留手續（居住寄留を指す）による入學の便法を許可してしておったが昭和二十六年度よりは一切いたさない方針です。

4生徒が他の市町村並びに私立中學校に入學する場合は、その入學許可書の寫しを學令生徒届（入學通知書に添附してあります）に添附の上直接教學課へ御提出下さい。

5入學通知書を受領したならば三月二十日までにその旨を教學課へ御届出下さい。

6生徒の未就學者、長欠生徒、中途退學者、傷兵養護者、病弱者、その他の事情により指定外の中學校へ入學することを許容しております。

（二）入學すべき學校の指定について

本年三月三十一日小學校を卒業した生徒は左記のとおり中學校の學區が規定されておるので、市においては規定に基づき入學すべき中學校を指定いたします。從來は便法として居住寄留の手續により指定外の中學校に入學するとしたが、昭和二十六年度よりは一切これを認め難い方針をとりたいので御了承願うと共に御協力下さい。この事はとりも直さず不就學生徒、長欠生徒の未然防止と學區制の維持と併せて學校に於ける指導要領と、教學課に於ける學籍簿の整理上絶對必要なのであります。

記

一中　一丁目、二丁目、三丁目、平潟、納屋川岸、相模台、陣ケ前根本、樋ノ口、岩瀬胡錬台

二中　宮前町、角町、下横町、上中下矢切、栗山

三中　中根、三ケ月、九郎馬橋、幸谷、新作、左ェ門新田、大谷口新田、千駄堀、中和倉、八ケ崎、栗ケ澤、佐野五香、六實、串崎、新田、金ケ作、日暮秋山、紙敷、和名ケ谷、河原塚、高塚新田、大橋

四中　小根本、南花島、竹ケ花、上本郷、古ケ崎本田、古ケ崎新田傷兵ェ新田、松戸新田、稔台　以上

小賣販賣業者乙及製造販賣業者の登録手續の變更

このことについては先に新らしい配給制度について本年二月末日をもってその有効期限が終了することになっておりますが砂糖の配給その他の事情により左記の業務を開始しようとする者は市長を經由知事宛に登録申請書を提出すれば登録票の交付を受けることができます。

記

一、現行砂糖購入券の有効期間を本年三月三十一日まで延長して引續き使用されることになりました。

二、新購入券（昭和二十六年度分）は三月中旬に交付し四月配給分より使用する予定です。

三、二月出生者で購入券の交付をうけなかった者については、新購入券發行の際三月分を携帯で交付致します。

四、現在砂糖の配給が相當遅延しておりますので受配者が大部ありますが現在の未配給は未濟につき二月迄の配給は未濟の者が大部ありますが現在の未配給は未濟につきまして迄の配給は未濟につきまして迄の配給は未濟につきまして迄の

松戸市報

発行人
千葉縣松戸小根川1415
松戸市役所
電話松戸局 19・167・323
（郵便物印刷物は所行）

いざ行かむ！
我等が選擧！

市長退任挨拶

松戸市長　恩田　明

私は、昭和二十二年市民の推によって、特に多大の絆に浴し得なかつた事は遺憾各位の厚望を擔い、初の公費を隨伴する行政を自らの選市長として松戸市政を担当において行うことなく當して參りましたが、來る四月任期が滿了して退任する事に相成りました。

顧りみれば、四年間、虚綱が當面せざるを得ないこと屢から安定への過渡期であり民主化に基礎をおく諸法規の改正と諸制度の改革に遭し、危險と混亂の期に直面し、危險と困難の中に市政の運營でありましたが幸い各位の深い理解と御協力により、潜在安定を確信致します。

この四年間を顧みるに、我々はその反省と共に御同慶に堪えません。

松戸市の発展の礎の提供に寄与する努力を致されるよう、私は如何なる事も関者の意思の疎通によって理解し協力を願い市政を運營して參ります。

昭和二十六年四月四日

松戸市長　恩田　明記

市長の職務代理者は石橋助役

四月四日で恩田松戸市長の任期が滿了になり、退職されましたが、引続き市長の職務代理を石橋助役が行うことになりました。

尚これを庶内及び關係官庁に本住致す所存で御了承願います。

各位に於かれましても切に健康に御自愛れ明るさい御協力願います。

五億八千八百三拾九萬八千四百九拾圓

昭和二十六年度當初豫算總額決る

二月二十八日開會の第一期定例市議會において昭和二十六年度、當初予算總額八億八千八百三拾九萬八千四百九拾圓が提案され、三億六千百七十八萬四千円、これ等と市提出の計は

財政事情の公表

（十二月三十一日現在）

一、昭和二五年度歳入歳出予算について、昭和二五年度一般会計イ、昭和二五年度一般会計予算は昨年二月第一回定例市議会において総額一億一二八八万三千円を得その後六月第一回と九月第二回国勢調査、東日關係等の経費として二億一六三五万五千円追加し一億一六三五万五千円となつたが、地方税八〇〇円となつたが、地方税八〇〇円となつて大幅の増加更正を行いその結果三億五千五百万円となつたが、それと同時に教育特別会計の繰入等を財源として第四回六六九万五〇〇〇円を追加し十二月末現在の収入済額は一億一四四六万五〇〇〇円となつたが、本事業の運営に対して収入及び支出の状況は別表一のとおりである。

ロ、特別会計予算について、A、国民健康保険事業予算は昨年二月定例市議会において総額一六四〇〇〇円の議決を得その後四月病院建設費に第二回として七四九万五千円を追加し十二月末現在の収入済額三億六千五百万八〇〇〇円となつたが、本市國民健康保険事業を開始し一億六千八百万八八七万五千円の収入済額となつたが、それに伴う市営國民健康保険病院も六〇〇万五千円の市債の決定をみて、七月一日開院するに至つた。今後共本事業運営に対しては全力をつくす次第である。

なお、保険料一人當りは七七一万二千六二一銭でありその徴収状況は次のとおりであり市民各位の御協力を期待してやまない。

第二期、調定額三六三万六千三〇〇〇円、収納額一二四六万三千三〇〇〇円、収納率三四・四%

第三期、調定額四六万三千六〇〇〇円、収納額一〇万五千九〇〇〇円、収納率二・二%

第四期、調定額三三〇万四千三〇〇〇円、収納額一〇万五千八〇〇〇円、収納率三%

計、調定額四三六万四千六〇〇〇円、収納額一二四六万三千三〇〇〇円、収納率三四・四%

ハ、市営競輪事業

五八八万円、収納率一三%

第四期、調定額三三〇万四千三〇〇〇円、収納額一〇万五千八〇〇〇円、収納率三%

計、調定額四三六万四千六〇〇〇円、収納額一二四六万三千三〇〇〇円、収納率三四・四%

B、市営競輪事業

本市においても競輪を開催できることになつたので、昨年十月第二回定例市議会において競輪一億二〇九七万七〇〇〇円の議決を得、その後十月に至り第二回三五八〇円の追加をみ一億五六七七万七〇〇〇円となつた。

C、特別会計松戸浴場及び公益質屋事業予算について、昭和二十五年度特別会計松戸浴場及び公益質屋事業予算は昨年六月指定を得て開催以来商売人とその成果を期待し、特別会計予算は昨年二月第一回定例市議会において総額一六六万四二〇〇円を得、又同会において総額一六六万四二〇円を得、又同会において以上の成績とその予算及び支出の状況は前述のとおりである。今後共本事業の運営に選憲なき様期待し、特別会計予算は昨年二月第一回定例市議

松戸市報

発行人
千葉県松戸市松戸1415
松戸市役所
（松戸印刷所印行）

投票のしかた

昭和二十二年四月全國一斉に、公選による初代の知事市町村長と縣市町村會議員の選挙が行われてから早や四年、この四月二十三日には市町村長と市町村會議員、四月三十日には縣議會議員の選挙が行われますが、この選挙の投票はすでどの様にして行われるでしょうか、選挙といえば投票――投票といえば選挙のことと思われる程投票の制度は選挙制度の中核をなしております。

私達選挙人は、過去のいろいろの選挙によって投票になれ、投票の制度を理解しておりますが、一層一層大のことを知る事によって、貴重なる一票を正しく行使し、私達の代表者を選ぶことにしましょう。

一、選挙人名簿

前號にもこの事について述べましたが、選挙日までに本市に三月以上住所を有し、満二十歳以上になるもので受刑中の者、選挙關係犯罪者以外の人は、選挙權があることになっております。但し選挙人名簿に登載する事ができませんから、名簿に登載されていない方又は不明の方は豫め本市選挙管理委員會に届出し、所定の期間内にその旨申告する事が必要です。

二、不在者投票

選挙の當日仕事の都合や看病などで他の都市に滞在中の人、公務業務その他止むを得ない用事のため旅行中である人、病氣、負傷、姙娠、不具などのため歩行の困難な人、病院に入院中の人などは旅行にでる前に自分の市町村で、または旅行先、滞在地の市町村で投票したり、病院や自宅で投票することができます。

この場合は、選挙の前日までに自分で住所地の選挙管理委員會にいくか、郵便で事業主、官公署または郵便で事業主、官公署の長又は醫師、助產婦などの證明書を添えて不在者投票用紙と投票封筒（旅行先、疾在先の市町村で投票したり、自宅で投票用紙に記載しようとするときはその旨を附記して）を請求して下さい。

また病氣、姙娠、不具などで歩行が困難の方は、同居の親族に依頼して投票用紙などの交付を請求することができます。

三、入場券

選挙人名簿に登録された者に對しては、選挙の前日までに投票入場券が配られます。もし配られなかったり、他人のものが配られたようなときは、すぐに市選挙管理委員會に連絡して下さい。

四、投票用紙

選挙の當日所定の投票所に行って、係員から渡される投票用紙に、候補者一人の氏名を書いて投票箱に入れることになっておりますが、投票用紙は別記してある通り色わけがしてありますので間違いのないよう御注意下さい。もし投票用紙を間違えたり、一枚の投票用紙に二人以上の候補者の氏名を書いたり、氏名以外の文字や記號、その他を記載すると、せっかくの投票が無効となってしまいます。

投票所にはいって、係員の指示に従って、投票用紙を受取ったら、直ちに投票用紙に、候補者の氏名を書いて投票箱に入れて下さい。

五、病氣や怪我

あるいは文盲のため、文字の書けない選挙人は投票所に行って、その旨を係員に申立てれば投票用紙に候補者の氏名を記載してくれる事になっておりますから、遠慮なく係員に申出て下さい。

投票所には氣遣いなく出かけて下さい。選挙は私たちの日常生活の中にあるものです。投票所の中には固苦しい考える必要はありませんが、投票の依頼をしたり、大きな聲で話をすると、投票所から退去を命ぜられますから静かにゆくにして下さい。

以上投票にいておしらせしましたが、過去においても數回同時選挙が執行されましたが、その都度投票用紙を間違へたための無効投票の多いのに悩まされました。

この投票用紙の區分に間違いがなかったならば、當選人が聾つてくることが考えられるからです。つまり選挙人がある候補者に投票しても投票用紙が間違っておれば、その候補者は得票とならないからであります。

私たちはこれらの事をよく考え、制度を守って、私達の政治を まかすことの出来る立派な人に投票いたしましょう。

松戸市長及び市議會議員選挙投票用紙について

今回行なわれます市長及び市議會議員選挙の投票用紙が左のようにきまりましたので投票に際しては誤りのない様御注意下さい。

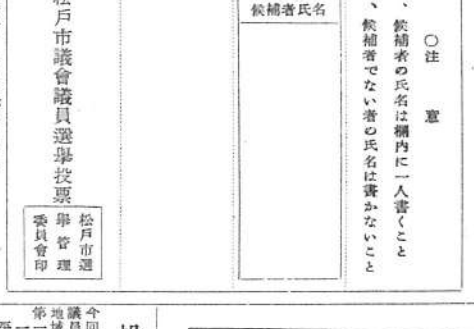

松戸市長選挙
市議會議員選挙

四月二十三日

午前七時から午後六時まで

昭和二十四年度決算認定について

昭和二十四年度一般會計及び特別會計決算認定を求めるの件は二月開催の本年第一回定例市議會に於いて上程されて可決確定された。概況主なるものは次の通りである。

教育費四三〇〇萬二七四六圓一三錢豫算に對し九七・四%

産業經濟費二一二萬六二七二圓三五錢豫算に對し八六・六%

議會費二〇二萬四七五九圓五〇錢豫算に對し九七・四%

公債費一五五萬四八〇九圓八一錢豫算に對し八一・五%

その他二一一萬一九二圓八四錢となっており、差引二萬九六三一圓二五錢の繰越しとなっております。

特別會計においては國民健康保險事業については豫算額三〇四六萬六〇四八圓に對し收入二五八萬五〇〇〇錢、支出二五七八八四五〇錢、八〇〇錢、差引繰越九九〇〇圓二八錢、公益質屋事業については豫算額二五三〇圓に對し歳入二七八四〇〇錢、歳出二六〇四九〇錢、差引繰越一五一七圓一七錢の決算となっております。

税收入は、總收入に對し三〇・七二%を占めている。歳出については豫算額に比して八七・四%の一億一四三五萬一二七五圓でその主なものは教育費四三〇〇萬二七四六圓一三錢豫算に對し九七・四%

税收入は、總收入に對し三〇・七二%を占めている。

國庫支出金二二七萬六一〇〇圓

保護費生費三九三萬三九九五錢豫算に對し八七・一%

土木費六五二萬七五四七圓五五錢豫算に對し八五・五%

消防費三〇五萬九四一一錢豫算に對し一〇〇・〇%

諸支出金二二七萬六一〇〇圓

五一四萬二一五四圓でこの算一億一四三〇八三萬一九七四圓に對し一億一四三八萬九六四圓余の收入を擧げ豫算に比し八七・四%の成績を收めた。即ち收入の主なものは國庫支出金一四三五萬一二七五圓で全收入の一二・三八%を占め、市税一七萬一四九三圓で全收入の一四・六%、使用料一七萬二九三圓二錢豫算に對し一・二%、社會及勞働施設費一〇七〇圓、公債費一五五萬四八〇九圓、諸費收入一八〇一萬九五五三圓八五錢豫算に對し九三・五%

松戸市長選挙立候補者

（二面より續く）

一、昭和二六年四月七日
二、髙藤新作
三、千葉縣松戸市根本二二
四、右に同じ
五、明治四〇年一月一日
六、無所屬
七、農業

一、昭和二六年四月四日
二、長澤合
三、北海道岩見澤市二條西七丁目三番地
四、千葉縣松戸市馬橋一七
五、明治三七年十二月二一日
六、無所屬
七、代書士

一、昭和二六年四月三日
二、佐野泰助
三、千葉縣松戸市上矢切四一〇番地
四、右に同じ
五、明治十九年十一月十日
六、無所屬
七、農業

一、昭和二六年四月四日
二、晴日定明
三、東京都豊谷區八幡通り三丁目十五番地
四、千葉縣松戸市根本四七〇番地
五、明治三十年九月二十日
六、無所屬
七、アパート經營

一、昭和二六年四月三日
二、鈴木岩次郎
三、千葉縣松戸市古ヶ崎二四一番地
四、右に同じ
五、明治四一年十月十九日
六、無所屬
七、農業

一、昭和二六年四月四日
二、菊地はるゑ
三、東京都中央區銀座西七丁目三九番地
四、松戸市松戸新田二八二番地
五、明治二七年二月二八日
六、無所屬
七、無職

一、昭和二六年四月五日
二、佐山直
三、山口縣玖珂郡祖生村七七七番地
四、千葉縣松戸市根本二四番地
五、明治二八年五月一日
六、無所屬
七、鍼灸士

一、昭和二六年四月四日
二、坂巻林之助
三、千葉縣松戸市大字松戸一七三三番地
四、右に同じ
五、明治二四年十月四日
六、國民民主黨
七、農業

一、昭和二六年四月七日
二、大橋一也
三、千葉縣松戸市古ヶ崎三一番地
四、右に同じ
五、明治三一年十一月十七日
六、無所屬
七、會社員

一、昭和二六年四月四日
二、栗山清
三、茨城縣北相馬郡六郷村大字清水三〇番地
四、千葉縣松戸市根本一三五番地
五、明治二八年七月十日
六、無所屬
七、會社々長

一、昭和二六年四月四日
二、栗山清
三、茨城縣北相馬郡六郷村大字清水三〇番地
四、千葉縣松戸市根本一三五番地
五、明治二八年七月十日
六、無所屬
七、會社々長

一、昭和二六年四月五日
二、野村知一
三、富山縣東礪波郡青島村
四、松戸市松戸新田五二二番地
五、明治四〇年一月一日
六、無所屬
七、農業

本月二十三日執行の松戸市長選挙に立候補の屆出のあった者は次の通りである。

（一、屆出年月日。二、氏名。三、本籍。四、住所。五、生年月日。六、所屬政黨その他の政治團體。七、職業）

四月二十三日の選挙の投票所略圖

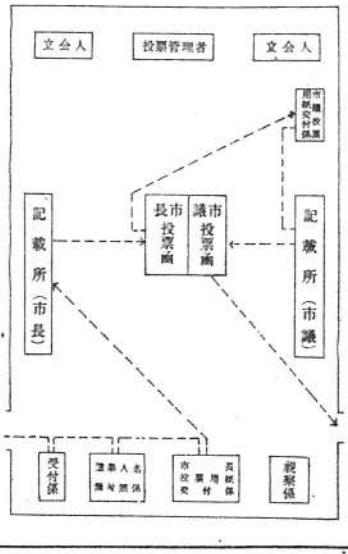

投票所及び地域について

今回執行の市長及び市議會議員選挙の投票所及びその地域は左の通りです。

第一投票所（市部小學校）
一丁目、三丁目
平潟、納尾洲崎

第二投票所（南部小學校）
宮前町、下横町、角町（農專）小山、上矢切下通

第三投票所（矢切小學校）
栗山、上矢切、中矢切、下矢切

第四投票所（第一中學校）
岩瀬、相模台、胡録台、富士見台

第五投票所（北部小學校）
小根本、竹花、根本、稲口、古崎、傳兵衛新田

第六投票所（第六中學校）
上本郷、南花島、松戸新田、殻台、日暮、金ケ作の内（赤城、門前）

第七投票所（東部小學校）
紙敷、和名谷、大橋、秋山、高塚新田、河原塚

第八投票所（馬橋小學校）
元馬橋村地域

第九投票所（高木第一）
金ケ作、千駄堀、中和倉八ケ崎、栗澤

第十投票所（小學校）
五香六實、串崎新田

立ち直る國も郷土もこの一票

松戸市會議員立候補者

七拾四名（定員参拾名）

本月二十三日執行される本市議會議員選挙に立候補の届出のあつた者は次の通りである。

（一）、届出年月日。二、氏名。三、本籍。四、住所。五、生年月日。六、所属政党その他の政治團體。七、職業

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、小林豊次郎　三、千葉縣松戸市大字松戸一三五七番地　四、右に同じ　五、明治三三年三月十日　六、無所属　七、會員

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、鈴木萬吉　三、千葉縣松戸市和名ヶ谷七二七番地　四、右に同じ　五、明治三七年八月十日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、神田賢勇　三、埼玉縣南埼玉郡越ヶ谷町　四、千葉縣松戸市大字松戸一〇七番地　五、大正十五年一月五日　六、共産党　七、自由労務者

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、星野惣平　三、松戸市金ヶ作二九五番地　四、右に同じ　五、明治三年九月十五日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、山崎澤太郎　三、千葉縣松戸市五香六實三五番地　四、右に同じ　五、明治二八年九月十五日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、大川政雄　三、松戸市馬橋一八〇六の二番地　四、右に同じ　五、明治二六年四月八日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、安藤源松　三、千葉縣松戸市日暮四五番地　四、右に同じ　五、明治四一年一月九日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、石橋代助　三、千葉縣松戸市高塚新田五二番地　四、右に同じ　五、明治三五年二月一八日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、征森登美夫　三、千葉縣安房郡曽谷村管三一三番地　四、右に同じ　五、明治四二年四月五日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、中澤峰吉　三、千葉縣松戸市五香六實　四、右に同じ　五、明治三八年五月十四日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、東山宿太郎　三、千葉縣松戸市和名ヶ谷　四、右に同じ　五、明治三年十一月十日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月七日　×　×　二、山田操　三、瀧澤花

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、石井與助　三、千葉縣松戸市根本二六七番地　四、右に同じ　五、明治十九年十二月二十日　六、無所属　七、職

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、朝日出喜六　三、東京都目黒区中目黒四丁目一五二七番地　四、千葉縣松戸市松戸二二番地　五、明治二九年一月十五日　六、無所属　七、會社々長

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、中谷了然　三、千葉縣松戸市根本五〇〇番地　四、右に同じ　五、明治二三年五月二十日　六、無所属　七、新聞編集發行人

一、昭和二六年四月六日　×　×　二、渡邊兼春　三、松戸市上本郷二三〇一　四、右に同じ　五、明治二九年六月一日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、石川潤　三、茨城縣水戸市愛宕町一四　四、千葉縣松戸市根本四七〇番地　五、明治四二年四月三日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、倉井原德次郎　三、千葉縣松戸市根本四七〇番地　四、右に同じ　五、明治二六年四月三日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月八日　×　×　二、待山重雄　三、千葉縣松戸市吉ヶ崎五四九番地　四、右に同じ　五、明治三八年十二月二二日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、石井留次郎　三、千葉縣松戸市秋山九四三番地　四、右に同じ　五、明治二六年四月五日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、山本政藏　三、千葉縣市原郡四村新田　四、右に同じ　五、明治四十年五月二十日　六、無所属　七、農　由業

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、鈴木德太郎　三、千葉縣市原郡木津市高柳一九二二　四、右に同じ　五、大正十四年二月五日　六、社會党　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、秋谷昇　三、千葉縣松戸市馬橋一ノ八八番地　四、右に同じ　五、明治三四年七月十一日　六、無所属　七、土木建築請負業

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、橋本林次　三、千葉縣松戸市小山七一二番地　四、右に同じ　五、明治二六年九月十五日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、伊原潤　三、千葉縣松戸市馬橋一七九番地　四、右に同じ　五、明治三年十月二十日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、石井與助　三、千葉縣松戸市根本二六七番地　四、右に同じ　五、明治十九年十二月二十日　六、無所属　七、職

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、石原周一　三、東京都台東區上野町二丁目十二番地　四、千葉縣松戸市大字松戸　五、明治四一年七月六日　六、社會党　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、山口唯永　三、千葉縣松戸市五香六實　四、右に同じ　五、明治三八年五月六日　六、無所属　七、商

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、鈴木越　三、千葉縣松戸市松戸新田　四、右に同じ　五、明治三年十一月六日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、林末藏　三、千葉縣松戸市下矢切一八番地　四、右に同じ　五、明治三五年九月七日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、倉井原德次郎　三、千葉縣松戸市大字松戸　四、右に同じ　五、大阪府大阪市北区長柄町七四五番地　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、石川潤　三、茨城縣水戸市愛宕町一四　四、千葉縣松戸市根本四七〇番地　五、明治二九年六月一日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、鈴木鶴太郎　三、千葉縣松戸市馬橋二四二番地　四、右に同じ　五、明治三五年十月十五日　六、日本社會党　七、會社員

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、松澤元吉　三、千葉縣松戸市五香六實　四、右に同じ　五、明治三四年一月二五日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、朝日出喜六　三、東京都目黒区中目黒四丁目一五二七番地　四、千葉縣松戸市松戸二二番地　五、明治二九年一月十五日　六、無所属　七、會社々長

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、中谷了然　三、千葉縣松戸市根本五〇〇番地　四、右に同じ　五、明治二三年五月二十日　六、無所属　七、新聞編集發行人

一、昭和二六年四月六日　×　×　二、渡邊兼春　三、松戸市上本郷二三〇一　四、右に同じ　五、明治二九年六月一日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、待山重雄　三、千葉縣松戸市吉ヶ崎五四九番地　四、右に同じ　五、明治三八年十二月二二日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、石井留次郎　三、千葉縣松戸市秋山九四三番地　四、右に同じ　五、明治二六年四月五日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、山本政藏　三、千葉縣市原郡四村新田　四、右に同じ　五、明治四十年五月二十日　六、無所属　七、農　由業

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、鈴木喜八　三、千葉縣松戸市小山五九二番地　四、右に同じ　五、明治三七年七月十一日　六、無所属　七、洋服商

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、西郡壽　三、千葉縣松戸市小山九七二番地　四、右に同じ　五、明治三七年九月一日　六、無所属　七、組合事務長

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、渡邊好一郎　三、千葉縣松戸市大字松戸　四、右に同じ　五、明治三六年八月一日　六、無所属　七、藥剤師

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、中村善一　三、千葉縣松戸市外河原一〇五番地　四、右に同じ　五、大正二年三月十日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、中村善一　三、千葉縣松戸市岩瀬一三五番地　四、右に同じ　五、明治三五年二月六日　六、無所属　七、臥醫師

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、石原周一　三、東京都台東區上野町二丁目十二番地　四、千葉縣松戸市大字松戸　五、明治四一年七月六日　六、社會党　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、朝日出喜六　三、東京都目黒区中目黒四丁目一五二七番地　四、千葉縣松戸市松戸二二番地　五、明治二九年一月十五日　六、無所属　七、會社々長

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、中谷了然　三、千葉縣松戸市根本五〇〇番地　四、右に同じ　五、明治二三年五月二十日　六、無所属　七、新聞編集發行人

一、昭和二六年四月六日　×　×　二、渡邊兼春　三、松戸市上本郷二三〇一　四、右に同じ　五、明治二九年六月一日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、待山重雄　三、千葉縣松戸市吉ヶ崎五四九番地　四、右に同じ　五、明治三八年十二月二二日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、石井留次郎　三、千葉縣松戸市秋山九四三番地　四、右に同じ　五、明治二六年四月五日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、山本政藏　三、千葉縣市原郡四村新田　四、右に同じ　五、明治四十年五月二十日　六、無所属　七、農　由業

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、鈴木喜八　三、千葉縣松戸市小山五九二番地　四、右に同じ　五、明治三七年七月十一日　六、無所属　七、洋服商

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、西郡壽　三、千葉縣松戸市小山九七二番地　四、右に同じ　五、明治三七年九月一日　六、無所属　七、組合事務長

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、渡邊好一郎　三、千葉縣松戸市大字松戸　四、右に同じ　五、明治三六年八月一日　六、無所属　七、藥剤師

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、中村善一　三、千葉縣松戸市外河原一〇五番地　四、右に同じ　五、大正二年三月十日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、中村善一　三、千葉縣松戸市外河原一〇五番地　四、右に同じ　五、大正二年三月十日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、小暮一助　三、千葉縣松戸市金ヶ作一〇番地　四、右に同じ　五、明治四〇年八月十一日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、平沼純哉　三、茨城縣鹿島郡息栖村筒井一、千葉縣松戸市根本一二〇番地　四、右に同じ　五、明治四三年十月二五日　六、無所属　七、會社々長

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、山本菊代　三、齋知縣高岡郡窪川町窪川五四七番地　四、千葉縣松戸市行ヶ花四六番地　五、明治三八年二月二十日　六、日本共產黨職　七、無

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、中村繁　三、千葉縣松戸市大字松戸一二四二番地　四、右に同じ　五、明治四四年十一月三日　六、無所属　七、洋服商

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、西郡壽　三、千葉縣松戸市小山九七二番地　四、右に同じ　五、明治三七年九月一日　六、無所属　七、組合事務長

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、渡邊好一郎　三、千葉縣松戸市大字松戸　四、右に同じ　五、明治三六年八月一日　六、無所属　七、藥剤師

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、中村善一　三、千葉縣松戸市外河原一〇五番地　四、右に同じ　五、大正二年三月十日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、小暮一助　三、千葉縣松戸市金ヶ作一〇番地　四、右に同じ　五、明治四〇年八月十一日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、平沼純哉　三、茨城縣鹿島郡息栖村筒井一、千葉縣松戸市根本一二〇番地　四、右に同じ　五、明治四三年十月二五日　六、無所属　七、會社々長

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、山本菊代　三、齋知縣高岡郡窪川町窪川五四七番地　四、千葉縣松戸市行ヶ花四六番地　五、明治三八年二月二十日　六、日本共產黨職　七、無

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、戸張眞一　三、千葉縣松戸市東山三一三〇番地　四、右に同じ　五、明治三年九月十七日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、深山晴吉　三、千葉縣松戸市東山三一三〇番地　四、右に同じ　五、明治四三年十月二五日　六、無所属　七、會社々長

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、山本政藏　三、千葉縣市原郡四村新田　四、右に同じ　五、明治四十年五月二十日　六、無所属　七、農　由業

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、鈴木喜八　三、千葉縣松戸市小山五九二番地　四、右に同じ　五、明治三七年七月十一日　六、無所属　七、洋服商

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、東風石松　三、千葉縣松戸市馬橋二五〇七番地　四、右に同じ　五、明治十九年十一月四日　六、無所属　七、農稼師

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、渡邊好一郎　三、千葉縣松戸市大字松戸　四、右に同じ　五、明治三六年八月一日　六、無所属　七、藥剤師

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、西郡壽　三、千葉縣松戸市小山九七二番地　四、右に同じ　五、明治三七年九月一日　六、無所属　七、組合事務長

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、古宮章光　三、千葉縣松戸市大字松戸一九三番地　四、右に同じ　五、明治三七年九月一日　六、無所属　七、會社員

一、昭和二六年四月五日　×　×　二、小暮一助　三、千葉縣松戸市金ヶ作一〇番地　四、右に同じ　五、明治四〇年八月十一日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、中村善一　三、千葉縣松戸市外河原一〇五番地　四、右に同じ　五、大正二年三月十日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、宮田登　三、千葉縣松戸市大字松戸一六八八番地　四、右に同じ　五、明治三年十月二八日　六、無職　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、高橋清一　三、千葉縣松戸市八ヶ崎六一四番地　四、右に同じ　五、明治三二年九月十七日　六、無所属　七、米穀小賣商

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、渡邊兼三　三、千葉縣松戸市大字松戸一八八番地　四、右に同じ　五、明治三七年七月二三日　六、無所属　七、雑貨商

一、昭和二六年四月八日　×　×　二、西郡壽　三、千葉縣松戸市小山九七二番地　四、右に同じ　五、明治三七年九月一日　六、無所属　七、組合事務長

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、古宮章光　三、千葉縣松戸市大字松戸一九三番地　四、右に同じ　五、明治三七年九月一日　六、無所属　七、會社員

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、宮田登　三、千葉縣松戸市大字松戸一六八八番地　四、右に同じ　五、明治三年十月二八日　六、無職　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、高橋清一　三、千葉縣松戸市八ヶ崎六一四番地　四、右に同じ　五、明治三二年九月十七日　六、無所属　七、米穀小賣商

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、渡邊兼三　三、千葉縣松戸市大字松戸一八八番地　四、右に同じ　五、明治三七年七月二三日　六、無所属　七、雑貨商

一、昭和二六年四月八日　×　×　二、西郡壽　三、千葉縣松戸市小山九七二番地　四、右に同じ　五、明治三七年九月一日　六、無所属　七、組合事務長

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、渡邊好一郎　三、千葉縣松戸市大字松戸　四、右に同じ　五、明治三六年八月一日　六、無所属　七、藥剤師

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、中村善一　三、千葉縣松戸市外河原一〇五番地　四、右に同じ　五、大正二年三月十日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、小暮一助　三、千葉縣松戸市金ヶ作一〇番地　四、右に同じ　五、明治四〇年八月十一日　六、無所属　七、農

一、昭和二六年四月三日　×　×　二、平沼純哉　三、茨城縣鹿島郡息栖村筒井一、千葉縣松戸市根本一二〇番地　四、右に同じ　五、明治四三年十月二五日　六、無所属　七、會社々長

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、山本菊代　三、齋知縣高岡郡窪川町窪川五四七番地　四、千葉縣松戸市行ヶ花四六番地　五、明治三八年二月二十日　六、日本共產黨職　七、無

一、昭和二六年四月四日　×　×　二、中村繁　三、千葉縣松戸市大字松戸一二四二番地　四、右に同じ　五、明治四四年十一月三日　六、無所属　七、洋服商

一、昭和二六年四月四

松戸市報

発行人　千葉縣松戸市役所　松戸市役所　電話松戸局 19・167・323

（組山印刷株式會社印行）

白い羽根　胸に　協同募金

就任の御挨拶

松戸市長　坂巻林之助

この度の市長選挙によりまして、ふつつかな私ではありますが、市政の運営に当り、市民各位の御理解と御協力を願うとともに、公選第二回目の市長として、微力を傾倒して、誠心誠意、市政の発展に努力する決意であります。

現下施策の急務とされている問題は、都市計画、就中道路、河川の改修、教育設備、産業の振興、市民の文化設備、その他解決すべき課題が数多くありますが、私はこれを計画的に、つ市政の基礎を固めて行きたいと存ずる次第であります。

幸いに、市民各位の御理解と御協力を願うとともに、市政の運営に当り、市民各位の御指導と、御鞭撻とを願い、市の伸張発展への大きな役割を果たすべく、微力ながらも、誠心誠意、市政の発展に努力する決意であります。

市民の皆様方の御理解と御協力を願うとともに、市政の運営に当り、市民各位の御指導と、御鞭撻とを願い、市の伸張発展への大きな役割を果たすべく、微力ながらも、誠心誠意、市政の発展に努力する決意であります。

私は、市民各位

新松戸市議會議員氏名

星野想平　徐ヶ作　無前　秋谷　昇　馬橋　社新
矢野　泰　小山　無新　吉岡持五郎　南花島　無新
吉野若松　小林豊次郎　三丁目　無新　小倉一助　金ヶ作　無前　鈴木寛八　宮田仁輔　角町　無新　橋本林次郎　小山　無新
山口隆永　五香六實　無前　石井喜一　大橋　無新
松澤元吉　五香六實　無前　渡邊健三　二丁目　無新
渡邊鉄春　上本郷　無前　古賀京光　宮前町　無前
中澤巻吉　五香六實　無前　渡邊好一郎　期發見と防除の徹底を期せられる様お願い致します。
百野武平　千駄堀　無前　東風石松　馬橋　無前
齊藤喜市　新作　無前　伊原潤　馬橋　無新
栗山富次郎　和名谷　無前　渡邊鉄三　二丁目　無新
根井留次郎　秋山　自前　佐野泰助　上矢切　無新
笹島傳吉　岩瀬　無前　鈴木岩次郎　古ヶ崎　無前
濱山晴吉　栗山　無前　以上　三十名

（1）サビ病　五月頃葉に赤褐色の小斑點が出来て脳子を飛散する被害大なるときは葉は枯死する。防除法は石灰硫黄合剤〇・五―〇・四度液（八〇―一〇〇倍液）を反當一石乃至一石二斗を撒布する。

（2）ウドンコ病　葉、莖、穂に發生し、白色の粉狀物を生じ丁度病葉はウドンコ除法サビ病の場合に同じ。

（3）アカサビ病　被害の徴候は頂の合目が桃色になるだけが枯れて減收する。開花期頃から發生し、雨が多いと大發生する。防除法サビ病の場合と同じ。

防除については同作業等で實施する場合は市で藥剤を無償配布致しますから農家組合長を通じてなるべく共同防除される様おすゝめ致します。

麥類の病害防除について

食糧増産興農運動にともなう農藥計画は、さきに各農家にお知せ致しましたが左により正確に記入して、農家組合長を通じて市役所に提出して下さい。作付面積麥を栽培する場合は別に作付面積を記入する。

（1）耕作者は調査事項につき農業に於ける正確に記入して、農家組合長を通じて市役所に提出して下さい。作付面積麥を栽培する場合は別に作付面積を記入する。

（2）耕作者は調査事項につき農業に於ける正確に記入して、農家組合長を通じて市役所に提出して下さい。作付面積麥を栽培する場合は別に作付面積を記入する。

昭和二十六年度麥類作付面積並作況調査實施について

この調査は食糧増産興農運動の一環として、昭和二十六年産麥類の生産計畫に對する作付の實態を把握し今後の計畫、立案並に麥作奨励の參考資料とするため實施致しますので、何分の御協力を煩し度くお願い致します。

一、調査の點照本市内に居住し本年麥を栽培している耕作者の總てにつき、その作付面積と作況による推定見込生産量について行います。

二、調査方法

①部落調査責任者が當該部落内の麥耕作者につき調査用紙を配付して申告を求め、その適否を確めた上一括取りまとめて、市長に提出する。この場合申告が事實と異るものについては調査員の責任はこれを修正することも有ります。

②耕作者は調査事項につき農家に於ける正確に記入して、農家組合長を通じて市役所に提出して下さい。作付面積麥を栽培する場合は別に作付面積を記入する。

③部落調査責任者に提出して下さい。作付面積麥を栽培する場合は別に作付面積を記入する。

三、後見人が被後見人を養育するときは、家庭裁判所の許可を得なければならない。後見人の任務が終了した後、まだ管理の計算が終らない間も同様である。

四、配偶者のある者は、その配偶者とともにしなければ縁組することができない。但し、夫婦の一方が他方の子を養子とする場合はこの限りでない。

五、配偶者のある者の縁組がいって、夫婦の一方が

改正された養子制度

養親子關係は、養子縁組によって成立する。元來養子縁組は當事者の一方に他方の嫡出子たる身分を取得させることを目的とする合意であつて、わが國は血族團体と祭祀の維持のため古くから發達し主として家を維持し家督相續人を得るための方法としたのであるが、又一面人情自然の要求に基くいわゆる藥の上から味で今日に至つているが、新憲法により家族制度の廃止に伴う改正民法に規定する養子縁組は專ら子縁の利益のためにということが根底となり從來しばしば親が子用されたことを防ぎ又家名を維持したいというので親の傳統的な思想から子の幸福を犠牲にすることは認めがたいようなことを改善して改正法における取扱の要件は、次の通りになつたのである。

一、成年者でなければ養子をすることができない。

二、意圖又は年齢を養子とすることができない。

三、後見人が被後見人を養育するときは、家庭裁判所の許可を得なければならない。後見人の任務が終了した後、まだ管理の計算が終らない間も同様である。

四、配偶者のある者は、その配偶者とともにしなければ縁組することができない。但し、夫婦の一方が他方の子を養子とする場合はこの限りでない。

五、配偶者のある者の縁組がいって、夫婦の一方が

その意志を表示することができないときは、他の一方が双方の名儀で縁組することができる。

六、自己の嫡出子又は養子を更に養子とすることは戸籍を同じくすることに否とに拘らず認められない。

七、養子となるものが十五歳未満であるときは、その法定代理人がこれに代つて縁組の承諾をする。

八、未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

九、禁治産者が縁組をするには、後見人の同意を要しない。

一〇、縁組は戸籍法の定めそなるところにより、これを届け出ることによつてその効力を生ずる。この届出は當事者双方及び成年の証人二人以上から、口頭又は署名した書面でこれをしなければならない。

一一、外國人を養子とするには、法務總裁の許可を要する。

（第十項の口頭届書は實際は殆んど利用されていない。事務的には當事者、當局とも都合がわるいことが多いようですから、出来るだけ文書を以て届け出て頂きたい）

坂巻新市長

市吏員に訓示

四月二十五日新市長として就任した坂巻林之助氏は、つて市政を公平に推進致し度い。

何れの職場に於いても全様に仕事を最も合理的に且つ能率的に執行するには、物心兩面の安定感と良い環境無くしては、困難とされるので、此の點充分に考慮しようと考えている。

申す迄も無く市職員は市民と相對的一對一の關係をもつており、市民と直結な働に當ることになつたものであるが、市長對職員と云う上下貴賤の差別無く、同僚として共々に市民の福祉増進に力を致し度い。

從つて自己のもつ價値を充分に發揮し最も能率的に共に市民の利益提供機關として働き明かるい市政に献身するよう着眼する。

の努力をし誠意と愛情をもつて就任の挨拶をあつた。

○原爆時に負傷し、その後それが原因で死没された方。

○原爆時には偶もなく元氣であつたが、その後原爆の影響で死没された方。（炸裂時に廣島市外にいた方も含む）等何れも該當者とする。

○申告者と死没者との關連の限界

家族、親戚、知友、近隣、職友その他儿ゆる範圍にわたつて記載して貰う。

但し自分の家族以外の死没者に関しては、その死没者が遺族等から確實に申告されると推定されるものは省くこと、即ち「この人は自分が申告しなければ漏れて申告されない」と判断される人を申告して貰う。

四、調査の項目

1 死没者の氏名
2 性　別
3 死没時の年令
4 死没者の當時の住所
5 死没者の當時の職業
6 死没年月日
7 直接の原因

廣島市原爆による死没者調査について

今回廣島市より原爆による死没者調査を依頼してまいりましたので、調査漏れのないよう關連者の方々は市役所總務課に申告用紙がありますから左記により申告をして下さい。

記

一、調査の目的
廣島市の平和記念公園内に（慰靈室）が建立されるので、本年の七回忌を期して全死没者氏名等の名簿を作成し、これを合祀することを目的とする。

二、調査の時期
五月中……申告者に調査票を配布し、回収する。
七月中……關係者の名簿縱覧期間とする（遠隔地はハガキ等による照會、應答を實施）

三、調査の對象者
廣島市に投下された原子爆弾により直接、又は原爆の影響を直接の原因として死没された方全部を含む。これ等の人々を關連者からの申告に基ずいて調査する。

例えば
○原爆時に即死された方、行方不明となられた方、火災、重傷等で死没された方。

○原爆時に負傷し、その後それが原因で死没された方。

○原爆時には偶もなく元氣であつたが、その後原爆の影響で死没された方。（炸裂時に廣島市外にいた方も含む）等何れも該當者とする。

○申告者と死没者との關連の限界

家族、親戚、知友、近隣、職友その他儿ゆる範圍にわたつて記載して貰う。

但し自分の家族以外の死没者に関しては、その死没者が遺族等から確實に申告されると推定されるものは省くこと、即ち「この人は自分が申告しなければ漏れて申告されない」と判断される人を申告して貰う。

四、調査の項目

1 死没者の氏名
2 性　別
3 死没時の年令
4 死没者の當時の住所
5 死没者の當時の職業
6 死没年月日
7 直接の原因
8 死没の場所
9 被爆時にいた場所
（以上九項目を設けること により、同姓、同名の死没者等も明確に區分される）

『市民の聲』募集

明るい松戸市建設のため左記要領により市民の聲を募集いたします。

市政に對しての注文、希望または批判意見等建設的なものをどしどしお寄せ下さい。

投書に對しては責任者の回答をつけて本紙に發表いたします。

記

長　さ　四百字詰原稿用紙二枚程度
期　限　毎月々末まで
送り先　市役所總務課庶務係

『母の日』のいわれ

北米合衆國ウエスト・ゲ守られ、昭和のはじめ頃よアジニア州の田舎ウェブ り民間の有志によつて母のスターのメソジスト教會で日大會等も開かれ次第にこ日曜日曜學校教師を の運動が一般化して來たつとめていた熱心なキリス教信者ヂャルヴイス夫人が、或る日學校でモーゼの十戒のうち「汝の父と母を敬え」というくだりを說明しているとき「母の恩の深さは、どうしてお母さんに感謝しえるように」といつたことがあつた。

その後永眠したヂャルヴイス夫人の追悼會が開かれた際、娘のアンナは母の言葉を思い出して一束のカーネーションの花を棺前に供えたが、このことは來會者一、市内和名ヶ谷地内―道路改修工事

二、日暮―佐野橋、道路補修工事

三、三ヶ月地内―道路改修工事

四、紙敷地内―道路補修工事

右工事は失業者一日平均一四〇人を使役して工事進捗中でありまして、四月末日の新聞で大いに好評を受けたが、この後十九年間に歐州諸國の勞力費は四拾九萬二千七百九十六圓となつております。

四月廳中行事

一日　市議松戸議輪終了、東葛地區塵芥處理柏町新築落成式
二日　保勝地調査委員會、臨時市議會
三日　市長、市議會議員選挙投票日
四日　市長任期滿了退任、恩田市長任期滿了退任挨拶
五日　恩田市長任期滿了退任により新市長、市吏員に任まで市長職務代理者石橋助役が就任した。
六日　松戸法務局支部管内人權擁護委員市立第二中學校入學式
七日　保勝地調査委員會
十一日　建設省へ新年度公共事情促進方陳情
十六日　市役所定例課長會議
十九日　協議會、児童福祉損任教官
二十日　選挙事務係員打合會
二十一日　市長、市議會議員選挙投票日
二十二日　松戸市長に坂巻林之助氏就任
二十五日　市議會議員選挙
二十六日　市東職員に就任挨拶
二十七日　市内學校長會議
二十八日　縣會議員選挙投票
三十日　務打合會
縣會議員選挙投票日

『土木關係工事』

本年度における土木工事は、都市計畫線による改修工事を主眼として、路面及び路盤の補修仕拵作業に失業者を充て速やかに恩給の改善を計る計畫で、第一四半期に施行予定及び施行中の後原爆の影響で死没された方。

○炸裂時に即死された方も含む）等何れも該當者とする。

○申告者と死没者との關連の限界

家族、親戚、知友、近隣、職友その他儿ゆる範圍にわたつて記載して貰う。

但し自分の家族以外の死没者に関しては、その死没者が遺族等から確實に申告されると推定されるものは省くこと、即ち「この人は自分が申告しなければ漏れて申告されない」と判断される人を申告して貰う。

四、調査の項目

1 死没者の氏名
2 性　別
3 死没時の年令
4 死没者の當時の住所
5 死没者の當時の職業
6 死没年月日
7 直接の原因
8 死没の場所
9 被爆時にいた場所
（以上九項目を設けること により、同姓、同名の死没者等も明確に區分される）

『市民の聲』募集

明るい松戸市建設のため左記要領により市民の聲を募集いたします。

市政に對しての注文、希望または批判意見等建設的なものをどしどしお寄せ下さい。

投書に對しては責任者の回答をつけて本紙に發表いたします。

記

長　さ　四百字詰原稿用紙二枚程度
期　限　毎月々末まで
送り先　市役所總務課庶務係

『母の日』のいわれ

北米合衆國ウエスト・ゲ守られ、昭和のはじめ頃よアジニア州の田舎ウェブ り民間の有志によつて母のスターのメソジスト教會で日大會等も開かれ次第にこ日曜日曜學校教師を の運動が一般化して來たつとめていた熱心なキリス教信者ヂャルヴイス夫人が、或る日學校でモーゼの十戒のうち「汝の父と母を敬え」というくだりを說明しているとき「母の恩の深さは、どうしてお母さんに感謝しえるように」といつたことがあつた。

その後永眠したヂャルヴイス夫人の追悼會が開かれた際、娘のアンナは母の言葉を思い出して一束のカーネーションの花を棺前に供えたが、このことは來會者一、市内和名ヶ谷地内―道路改修工事

二、日暮―佐野橋、道路補修工事

三、三ヶ月地内―道路改修工事

四、紙敷地内―道路補修工事

右工事は失業者一日平均一四〇人を使役して工事進捗中でありまして、四月末日の新聞で大いに好評を受けたが、この後十九年間に歐州諸國の勞力費は四拾九萬二千七百九十六圓となつております。

四月廳中行事

一日　市議松戸議輪終了、東葛地區塵芥處理柏町新築落成式
二日　保勝地調査委員會、臨時市議會
三日　市長、市議會議員選挙投票日
四日　市長任期滿了退任、恩田市長任期滿了退任挨拶
五日　恩田市長任期滿了退任により新市長、市吏員に任まで市長職務代理者石橋助役が就任した。
六日　松戸法務局支部管内人權擁護委員市立第二中學校入學式
七日　保勝地調査委員會
十一日　建設省へ新年度公共事情促進方陳情
十六日　市役所定例課長會議
十九日　協議會、児童福祉損任教官
二十日　選挙事務係員打合會
二十一日　市長、市議會議員選挙投票日
二十二日　松戸市長に坂巻林之助氏就任
二十五日　林助氏就任
二十六日　市東職員に就任挨拶
二十七日　市内學校長會議
二十八日　縣會議員選挙投票
三十日　務打合會
縣會議員選挙投票日

任免及辭令

社會福祉主事　松山　豊久
松戸市書記補に補する
衛生課勤務を命ずる
補助衛生監視員　藤城　末雄
松戸市書記に補する
馬橋出張所勤務を命ずる
（以上四月一日）
片山　與吉
松戸市掃除夫を命ずる
國民健康保險勤務を命ずる
（四月六日）
佐久間克己
松戸市庭を命ずる
國民健康保險病院勤務を命ずる
（四月一日）
羅　青宮　政雄
願に依り廳を解く
（四月五日）
看護婦　小和田藤江
願に依り看護婦を解く
（四月十日）
横山登喜男
休職を命ずる
（四月十三日）
書記補　高橋　屋治
願に依り本職を免ずる
（四月十五日）
田仁三郎
東部出張所長心得を命ずる
（四月二十日）
東部出張所長
主事補　町山　械造
東出張所兼務を解く
（四月二十日）

松戸市報

発行人
千葉縣松戸市松戸1415
松戸市役所
電話松戸局19・187・338

株式會社 松戸印刷所

農業委員會法の誕生について

（昭和二十一年法律第四十二號）その他法令により、農民の地位の向上に寄與するため、都道府縣及市町村に農民の代表機關として農業委員會を設け其の所掌事務の範圍及組織を定める目的の下に農業委員會法を制定して本年三月三十一日これを公布せられたのであります。

即ち今までの農地委員會、農地調整委員會、及土地改良者及委員會なるものは、市町村に於ては七月二十日限り解散せられて農業委員會が發足せらるゝのであります。

此の農業委員會の所掌事務は其の置かれた區域の市町村内の土地物件又は權利に關して左の事項を處理するのであります。

一、自作農創設特別措置法に掲げる事項に係わる總合計畫の樹立及びその實施に關する事項。

二、農業技術の改良その他農業生産に關する事項。

三、農産物の加工販賣その他處理に關する事項。

四、その他農業經營の合理化及農民生活の改善に關する事項。

この農業委員會の選擧は、市町村は七月二十日、都道府縣は八月二十一日に行われます。其の市町村内に住所を有する左に掲げるものは年令二十才以上のものは、當該市町村農業委員會の委員に選擧權及被選擧權を有するものであります。

一、農地等の利用關係についてのあつ旋及斡旋の防止に關する事項。

二、農地の交換分合のあつ旋その他農地事情の改善に關する事項。

3、市町村農業委員會は左に掲げる事項に係わる總合計畫の樹立及びその實施に關する事項。

一、郷府縣にあつては一反歩以上の農地につき耕作の業務を營むもの。

二、前號の者の同居の親族

三、農業者團體の推薦

四、農業者團體の推薦

五、農業者團體の推薦

六、農業者團體の推薦

七、農業者團體の推薦

八、農業者團體の推薦

九、農業者團體の推薦

十、農業者團體の推薦

2、前項の年令は選擧權については選擧人名簿確定の日、選擧權については選擧人名簿確定の日、選擧權については選擧人名簿確定の日、

アメリカシロヒトリ發生

一昨年より當市に發生せるアメリカシロヒトリについては全力を盡し驅除にあたりましたが、本年もその第一化期發生期となりまして、五月二十九日松戸市上矢切地先のプラタナスに發生しているのを見ましたので巡回調査の際、五月二十九日松戸市上矢切地先のプラタナスに發生して居りました。この害虫は昨年驅除にラジオ、新聞等で御承知の通り傳播力の早いこと、毒性の大なる點において極めて恐るべき害虫です。

現在の處機プラタナス等の街路樹に發生して居りますが、馬鈴薯蕁麻等を加害致しますが、この成虫は、本年の第一化期發生期となりまして、五月二十六日、第二十六年の第二十六年の四月に孵化して幼虫が成長して蛹となりまして、五月二十九日の十五日前まで、この蛹は、本年の第一化期發生期

松戸市報

発行人　千葉縣松戸市紙戸15　松戸市役所　電話松戸局19・167・323

（鶴山閣印刷紙部印行）

夏季衛生
傳染病に
氣をつけ
ましよう

今年の市民税はどうなるか

みなさんの生活に直接大きな影響をもつ今年の市民税は昨四回に亘つて各々納の減收になつています。これを市民税の所得割に換算しますと、一、一六〇、〇〇〇円の減收となり、十六日から三十一日までの今なお窮迫を續けている財政事情から、小樣に年中に納めた所得税額を標準にして、これに十八%を乘じて算出した所得割額と均等割六〇〇円を合算するの意見がありましたけれども、税率の機械的引上げ方法でありましたが、御承知のように昭和二十五年度に於ては所得税について減税措置がとられましたので、昨年はありませんので結局課税と同じ方法で市民税を課税方法を改めることにして、次のような課税の方法を今年から採用いたすことになりました。

①市民税＝所得割＋均等割(500円)

②所得税の算出方法

前年中の總所得金額－勤労控除－扶養控除－（給與所得者に限られ總所得金額の15%相當額）(1人12,00円)（最高3万円まで）

－基礎控除＝課税總所得金額（25,000円）

この課税標所得金額に次の税率を乘じますと所得割が算出されます。

課税總所得金額 万円以上	万円以下	税率	控除額
——	5	4.6	——円
5	8	5.75	575
8	10	6.9	1,495
10	12	8.05	2,645
12	15	9.2	4,025
15	20	10.	5,725
20	50	10.	5,725
50	——	10.	5,725

前控除額とは税率が累進になっていますので各所得の段階ごとに過剰分が生じますのでこの過剰分の總和が控除額であります。又今年から新たに給與所得者に限り時別徴收と云つて月々給料から差引いて徴收する方法が採用出来ることになりましたが全部の給與所得者に對してこの方法を適用することは事務手續上困難であると云う理由から今年に限り一部試驗的にこの方法を採用いたすことになりました。即ち松戸市在住の者が一ケ所の會社や工場に十人以上勤務している場合に限り特別徴收することにいたしました。この外法人に對しても法人税額及び課税の制度が設けられ、今まで法人に對しては僅かに均等割一、八〇〇円だけしか課税されていませんでしたが、個人納税者との均衡上から又個人均等割の軽減にもとづき、これによる減收の財源補塡として法人税割の制度が創設された譯であります。法人税割は法人税額の十五%で納税者が政府に法人税を申告納付すると同時に市役所に申告納付することになつています。

尚市民税の納期は次の通りです。

第一期分　七月十六日から八月三十一日迄

第二期分　八月十六日から十月三十一日迄

第三期分　十月十六日から十二月三十一日迄

第四期分　翌年一月十六日から一月三十一日まで

平衡交付金について

本市歳入の約二一%を示める地方財政平衡交付金が基準財政收入額を超える場合その超過額を補塡する方法であるが、これは我が國の財政に大いに寄與する所のあつたシャープ勧告で國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつ

地方國体の基準財政需要額が基準財政收入額を超える場合その超過額を補塡する方法であるが、これは我が國の財政に大いに寄與する所のあつたシャープ勧告で國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつており毎年度より新らたに設けられた地方公共團体に對する國庫からの交付金とは、例えば土木費について地方配付税とある種の國庫負擔、教育費については小學校の建物費、公共團体の交付金は平衡交付金として國の予算に計上しなければならないことになつ

標準税率の七〇%の税率）をもつて算定したその地方公共團体の法定普通税の收入見込額であります。

このようにして計算された、いわゆる基準財政需要額が基準財政收入額を超えるときは、その超過額となり、各地方公共團体への交付金の財源となります。

本市に於ける二十五年度の基準財政需要額は八千壹萬壹千円、基準財政收入額は四千九百二拾四萬壹千円であります。これに對して、これに對しては四千百二拾四萬壹千円で交付されました平衡交付金額は三千拾六萬壹千円であります。

なお、地方公共團体に對する國庫補助金は、國が地方公共團体に行わせている義務教育費の一部、民法諸費、法律に基く兒童保護とかの行政に伴う經費の一定割合を補助するものでありますが、このような個別補助金はその行政を主管する中央官廳の地方公共團体に對する官僚的統制となりやすいので、これ等を出來るだけ平衡交付金に吸收し地方自治を強化することもシャープ勧告の一つの狙いなのであります。

本市關係公職追放解除者氏名

昭和二十二年勅令第一號（公職に關する就職禁止、退職に關する勅令）の第四條の二の規定による、本市關係の解除者は次のとおりであります。

(1)大政翼賛會關係

門　六郎　中川雄一
根本道義　森谷辨平
石川一郎　杉浦長藏
酒井市郎右衛門　渡辺誠
鈴木逸吉　湯浅真衛
小嶋忠三　湯浅本友幸
稲川三郎　清宮清一
山口清一郎　小幕茂太郎
鈴木清治

たお翼賛議員法に觀近團陸軍人は中央推定のため若干おくれる恐れがあります

(2)翼賛壮年團關係

加藤唯一
代愛三
成島寛太郎
伏山清

(3)帝國在郷軍人分會

七月二十日は松戸市農業委員會委員選擧日です

農業委員の選擧は大体前回行われました選擧と同じようにして行われますが、この選擧を明るく活ぱつな方々は常日もなく御投票下さい。

この委員會委員選擧の投票所及び投票區は次の通りでありますので、有權者の方々は常日もなく御投票下さい。

記

第一投票所（南部小學校）
一丁目、二丁目、三丁目、平潟、納屋川岸、富前丁、上下横丁、角丁、小山、上矢切、中矢切、下矢切、栗山の區域。

第二投票所（北部小學校）
小根本、竹ケ花、随之口、古ケ崎、傳兵ヱ新田、岩瀬歩以上の農地について農業を營んでいる人（經營主）

2 經營主と同居している親族の配偶者で納税者が政府に法人税を申告納付する農業を行つている人

1 北海道では三反歩以上
その他の都府縣では一反歩以上の農地について農業を營んでいる人（經營主）

相模台、胡録台、富士見台、上本郷、南花島、松戸新田稔台、日暮、金ケ作（赤須門前）、根本の區域。

第三投票所（東部小學校）
紙敷、和名ケ谷、大橋、秋山、高塚新田、河原塚の區域。

第四投票所（馬橋小學校）
元馬橋村の全區域。

第五投票所（高木第一小學校）
金ケ作、千駄堀、中和倉、八ケ崎、栗ケ澤の區域。

第六投票所（高木第二小學校）
根岸、六實、串崎新田の區域。

本年度麥類の政府買入れについて

本年度の麥類については近く供出の割當も指示されることゝ思いますが、それまでの措置として、左記に依り政府がこれを買入れることゝなりましたので、お知らせいたします。

記

一、供出割當を超えて供出することに制限はない。

二、政府買入れは、檢査等級に関係なく等級等級以上であること

三、買入れの指定價格は次の通り

イ、大　麦（一一四ヶ入）一、一五〇円

ロ、小麦等（一一六ヶ入）一、五七〇円

舊軍人軍屬戰歿者遺族實態調査について

御遺族の皆樣には増々御健祥のことゝ推察致しますが、只今縣下一齊に御遺族の實態調査を實施中であります。調査の方法は當方において遺族名簿により用紙を配布致しましたのですが、名簿洩れその他の事情のため御手元に用紙の届かない場合、又は記載の届かない場合、又は記載の誤りがありますのでこの際皆樣方から所定の用紙をお越し願い度く申添えます。

共に世話課の煩雑と照合し後日遺族援護對策の資料とするためであります。

皆樣方の家庭状況を赤裸々に發表して頂き、遺族の聲として中央に反映せしめるため本調査に洩れなく届出られる樣御協力をお願いする次第であります。調査の方法は當方において遺族名簿により用紙を配布致し、名簿洩れその他の事情のため御手元に用届かない場合、又は記載の誤りがありますのでこの際皆樣方から所定の用紙をお越し願い度く申添えます。

昭和二十六年市營第二回松戸競輪開催

七月二十六日～三十一日

待望の市營第二回競輪が来る七月二十六日より三十一日迄の六日間開催されることになりました。

私達の住むこの松戸市と同樣に貧困な財政に苦しむ全國市町村垂涎の的となつている競輪を、こゝに獲得出來得たことは、あたかも暗夜に病癒を得た樣に、喝采天に病癒を得た樣に、喝采の市財政に大きな潤いとして發表いたしますので御期待下さい。

兎に角七月の市營競輪開催は稀由明けと共に、我々一日迄の六日間開催されることになりました。

係員はもとより市民の皆樣も等しく明るい期待に胸躍むことと存じます。

尚、本競輪開催日の六日間獲得によりその實上も上外し市財政に寄與する所多大であると思われます。

尚詳細については次號に於いて発表いたしますので御期待下さい。

千葉縣都市計畫地方審議會委員推せん

都市計畫地方審議會令の規定によつて各都道府縣ごとに定された都市計畫地方審議會が設けられております。この地方審議會の委員の任期は二年で、その委員の選出は次の通りです。

記

議員　渡邊　巻
仝　山口　味永
仝　渡辺　宮太郎
仝　鈴木　喜八

例市議会にこれが提案され左の通り推せんされました

寄留届について

近く住民登録法が實施されますが、これにつきまして寄留者全部又は今の世帯員が轉寄留、本籍に復帰等の場合にも遅滞なく届出る事が必要ですから今迄怠つていた寄留届を出しておいて頂けばその調査をする松戸市當局もまた當市に居住している皆さんも大へん手數が省けることとなりますので是非勵行して下さい。

尤も寄留法第四條には「寄留に關する届出を怠りたる者は二百円以下の過料に處す」の旨規定してありますから充分御注意をお願いします。

右の樣な譯で寄留者全部又は今の世帯員が轉寄留、本籍に復帰等の場合にも遅滞なく届出る事が必要ですからお寄留届を怠つている人はこの際至急當市役所迄届出をして下さい。

ここに出生した子供があり、世帯主は松戸市に寄留しているので、その出生届を寄留地の當市役所に提出したから當然寄留簿に記載されていると思つている方が相當多いように見受けられますが、これは當然には記載されないのですから更に改めてその子供の寄留届を提出されなければなりません。住民登録法が實施されれば相當規模の調査が行われることになりますから今迄怠つていた寄留届を出しておいて頂けばその調査をする松戸市當局もまた當市に居住している皆さんも大へん手數が省けることとなりますので是非勵行して下さい。

尚寄留法第四條には「寄留に關する届出を怠りたる者は二百円以下の過料に處す」の旨規定してありますから充分御注意をお願いします。

右の樣な譯で寄留者全部又は今の世帯員が轉寄留、本籍に復帰等の場合にも遅滞なく届出る事が必要ですから

社會教育だより

七月十五日

▼松戸市陸上選手權大会、象三市（野田、市川、松戸）陸上競技大会予選會　於松戸グランド

▼市民草競大会　於松戸講堂

七月二十九日

▼三市陸上選手權大会、於野田一中グランド

七月三十日

▼成人婦人修了式（午後六時市部小學校講堂）

七月十日午後七時から一時より役員會を行いますので市民各位の傍聴をお願いします。

市民税の（第一期）納期は七月十六日から三十一日まで

回覧順

松戸市選擧管理委員會
委員及び補充員決定

本市選擧管理委員會委員及び補充員は地方自治法第百八条武條の規定に基き去る六月十六日開會の第三回定例市議會に於いて左の通り決定いたしました。

記

委員　松戸市馬橋一八九〇　光富　龜吉
委員　松戸市高塚新田二四一　石橋　興市
委員　松戸市小山二九四　中村　巳代治
委員　松戸市中矢切五五六　原田　清
補充員　松戸市下矢切一七九　高安　新一郎
補充員　松戸市河原塚三〇二　太田　保重
補充員　松戸市金ケ作二三二　小暮　利助

御注意下さい
アメリカシロヒトリが發生しております

アメリカシロヒトリが本市内の一部に發生したことは、六月號紙上でお知らせいたしましたが、その後法課に於ては、廢物噴燒、切り取り、撲殺等全力を擧げて防除に努めて居ります。

◎發生場所

1 上矢切地先（葛飾橋下）
2 小山南部小學校
3 工兵（第一兵學校跡）
4 五香秋本牧場附近
5 五香西貝塚跡
6 三丁目陣ケ前交番附近

今までのところアメリカシロヒトリは主として、櫻、プラタナスに發生して居りますので、家の周圍に櫻、プラタナス等の植えてある家庭では、よく注意して、この虫を發見次第、經濟課宛お知らせ下さい。尚、昨年一昨年發生した附近では特に發生の危險が多いのでよく注意して下さい。

アメリカシロヒトリの食害の特徴は、櫻、プラタナス等の葉一枚、又は數枚を綴り合せて巣を作り、網の目に喰い荒し、白い軟いモで覆はれた幼虫で茶褐色の網の目だけが殘ってるので、直ぐに見分けられます。

この葉巣防除は現在アメリカシロヒトリは現在二センチ位の淡黄色で、白い軟いモで覆はれた幼虫ですが、七月中旬頃に蛹となり、八月上中旬、第二化期の蛾になって飛び出し、櫻、プラタナス等に産卵します。これが八月下旬から孵化、幼虫となり九月旬頃から此の虫害時の害を防ぐ協力を切望いたします。

アメリカシロヒトリは主として、櫻、プラタナスに發生して居りますので、家の周圍に櫻、プラタナス等の植えてある家庭では、よく注意して、この虫を發見次第、經濟課宛お知らせ下さい。尚、昨年一昨年發生した附近では特に發生の危險が多いのでよく注意して下さい。

アメリカシロヒトリの食害の特徴は、櫻、プラタナス等の葉一枚、又は數枚を綴り合せて巣を作り、網の目に喰い荒し、白い軟いモで覆はれた幼虫で茶褐色の網の目だけが殘ってるので、直ぐに見分けられます。

この葉巣防除は現在アメリカシロヒトリは現在二センチ位の淡黄色で、今頃ですと櫻の葉の裏の間に御注意して下さい。

▼食物は必ず煮沸して生物はすべての飲食物、特に夏季は病氣にかからないやうに注意が肝んじんです。

▼お勝手で炊事をする人や食べ物商賣の人たちが、赤痢菌を持ったハエが止まり、それを洗濯などで消毒することは無しに料理した場合など手指、器物を通じて赤痢菌が食物について口から体内に運ばれて感染します。

▼井戸水による傳染病の集團発生　井戸水は必ず完全な蓋をして、ポンプで吸み上げるようにしなければならない。ツルルなどを用いて吸み上げるものは、ツルルの柄やナワを家でつかむことになるから、この様な井戸は、すぐに改良しないと飲料に供するばかりでなく茶碗、器物を洗ふのにも危險である。井戸水は常に柄やナワを洗う役目をしてしまう。

井戸は、ゴミやゴミ、埃が入りやすいので特に注意しなければならない。井戸端でおしめ等を洗うことは絶對に止めなければならない。又井戸と便所及び汚水溜の距離は五米以上ないと汚水が浸透して井戸の側壁から浸入する惧がある。

——△◇▽——

夏季衛生について

うっとうしい梅雨も明けまして、本格的夏の季節に入りましたが、これから一層傳染病のまんえんする季節でもあります。

皆様の御子様の楽しい夏休みをよろこび楽しく健康にすごさせるために左記に御注意の上、傳染病を未然に防止致しましょう。

▼お勝手で炊事をする人や食べ物商賣の人たちが、赤痢菌を持ったハエが止まり、それを洗濯などで消毒することは無しに料理した場合など手指、器物を通じて赤痢菌が食物について口から体内に運ばれて感染します。

▼食物は必ず煮沸して生物は飲食しないよう。

この様にして、特に夏季は病氣にかからないやうに注意が肝んじんです。

▼井戸水による傳染病の集團発生　井戸水は必ず完全な蓋をして、ポンプで吸み上げるようにしなければならない。ツルルなどを用いて吸み上げるものは、ツルルの柄やナワを家でつかむことになるから、この様な井戸は、すぐに改良しないと飲料に供するばかりでなく茶碗、器物を洗ふのにも危險である。井戸水は常に柄やナワを洗う役目をしてしまう。

井戸は、ゴミやゴミ、埃が入りやすいので特に注意しなければならない。井戸端でおしめ等を洗うことは絶對に止めなければならない。又井戸と便所及び汚水溜の距離は五米以上ないと汚水が浸透して井戸の側壁から浸入する惧がある。

安心出來ず、又實際的に行うことが困難であるから今年の様に赤痢の多い年には光づ制限する事が安全でしょう。

アイスキャンデーは何にもそのものが胃腸障害を起すことが多く、又そのために量が少くて栄養的に注意しなくてはなりません。

▼手をよく洗いましょう。

▼お勝手で炊事をする人や食べ物商賣の人たちが、赤痢菌を持ったハエが止まり、それを洗濯などで消毒することは無しに料理した場合など手指、器物を通じて赤痢菌が食物について口から体内に運ばれて感染します。

▼食物は必ず煮沸して生物は飲食しないよう。

この様にして、特に夏季は病氣にかからないやうに注意が肝んじんです。

▼井戸水による傳染病の集團発生　井戸水は必ず完全な蓋をして、ポンプで吸み上げるようにしなければならない。ツルルなどを用いて吸み上げるものは、ツルルの柄やナワを家でつかむことになるから、この様な井戸は、すぐに改良しないと飲料に供するばかりでなく茶碗、器物を洗ふのにも危險である。井戸水は常に柄やナワを洗う役目をしてしまう。

井戸は、ゴミやゴミ、埃が入りやすいので特に注意しなければならない。井戸端でおしめ等を洗うことは絶對に止めなければならない。又井戸と便所及び汚水溜の距離は五米以上ないと汚水が浸透して井戸の側壁から浸入する惧がある。

▼手をよく洗いましょう。

▼お勝手で炊事をする人や食べ物商賣の人たちが、赤痢菌を持ったハエが止まり、それを洗濯などで消毒することは無しに料理した場合など手指、器物を通じて赤痢菌が食物について口から体内に運ばれて感染します。

▼食物は必ず煮沸して生物は飲食しないよう。

この様にして、特に夏季は病氣にかからないやうに注意が肝んじんです。

▼井戸水による傳染病の集團発生　井戸水は必ず完全な蓋をして、ポンプで吸み上げるようにしなければならない。ツルルなどを用いて吸み上げるものは、ツルルの柄やナワを家でつかむことになるから、この様な井戸は、すぐに改良しないと飲料に供するばかりでなく茶碗、器物を洗ふのにも危險である。井戸水は常に柄やナワを洗う役目をしてしまう。

井戸は、ゴミやゴミ、埃が入りやすいので特に注意しなければならない。井戸端でおしめ等を洗うことは絶對に止めなければならない。又井戸と便所及び汚水溜の距離は五米以上ないと汚水が浸透して井戸の側壁から浸入する惧がある。

——△◇▽——

萬滿寺參門仁王尊像

馬橋驛下車徒歩約五分にして、本尊は天智天皇彫刻せしめた仁王尊像は（金剛力士）の二体で、高さ約三尺五寸、云像は運慶願のため千葉常胤の意を受け八尺五寸の大作で、本尊を安置せる

松戸市報

発行人 千葉縣松戸市松戸1415 松戸市役所 電話松戸局39・167・329

株式會社 松戸印刷所

環境整理で疫病たい散

第一期學校建設終了

進捗率は縣下第一位

昭和二十二年六三制新教育制度が確立されて以來、本市に於いても六・三制實施準備協議會及各地區に建設委員會を組織し、先ず中學校の建設に着手、續いて小學校の増改築に着手致しました。

當初の二年間は、昭和二十六年中期に至る二年半の間の進捗振は多年の懸案であります。

第一期の建設工事は次の通りであります。

1 一中改築工事 五〇四坪
2 二中増築工事 四一二坪
3 〃 新築工事 五六〇坪
4 三中 〃 四一二坪
5 〃 〃 三五七坪
6 五中 〃 三五七坪
7 六中増改築工事 四九四坪
8 東部地區調整増築工事 一三六坪
9 桜戸高等學校立移管に伴う桜戸高校増築工事 一六七坪
10 中部小増改築工事 一一四坪
11 化部小増築工事 二一四坪
12 馬橋小増改築工事 四二四坪
13 高木小増築工事 八六坪
14 高木二小増築工事 四〇四坪
15 矢切小新築工事 三八七坪

以上の外、三中排水工事、五中グランド造成工事があります。

校舎狀態は縣下最優良だが、經費も又莫大である

文部省の學校建設の施設基準に達したのは、本市のみでありまして、本市では各郡市ともこの基準に達したのは、既に本市の小學校の建設に着手、續いて中學校の建設に着手致しました。

これができなかったのは一人當一・一坪に達して、一坪に達しない者が、六・三制實施が、他都市の遅延を許しません。

この裏にはやはり莫大な經費がかけられて居るのであります。

即ちこれを財源別に見ますと、

国庫補助金 一六、三六〇、六七〇圓
起債 四一、六七〇、〇〇〇圓
寄附(第一次目標) 一、〇〇六、四九六圓
一般税収入を充てたもの 一、八五四、一九八圓

合計八、六三一、三六四圓を言えますが、都市計画や産業振興や教育内容の充實等、一般税收入でやらなければならない仕事が山積しているのであります。

これに既存校舎の修理費、校舎新築に伴う机、椅子、黒板等の購入費を考えますと、實に僅々三ケ年間に一億圓の金が學校建設に充當されたことになります。

これを共に、市民の皆様にも本會附金の御迷惑をお掛けしなければならなかったことは、誠に遺憾千万であります。

一人當〇・八坪、中學校は一人當〇・九坪が、中學校一人當一・二坪が、充實の方が學校建設より困難なのであります。

1、教職員の質的向上のための予算

2、教材その他の備品費の増額

3、経常運營費の増額

今まで抑制された部面に重点が置かれなければならないわけです。

本年度の予算はいわば「内容の充實」を目標として編成したもの、観点に立つ予算の形式は大市たる地位を考慮して、財政困難なる命題をこれに計上する為、未だ強い國庫の依存性を示しております。

市税中配付税を除く部分、予算額四千三百四十四萬四千円、収入額は參百五拾五萬七千四百四十四圓に對し、收入額は參百四拾五萬貳千百五拾五圓で總收入に對する税收入の比率は三〇・七二%となっています。

この意味において、市の財政情況がどのようなものであるかは、又市長各位の納めれば税金がどのようなものであるかは、又市長各位の納めれば税金がどのようなものであるかは、又市長各位の納めれば税金

一中落成式及び市營プール開き擧行

七月三十一日、縣教育長、縣議、市議、建設委員、PTA、其の他關係者多數の御臨席を仰ぎ、一中落成式並に市營プール開式を擧行いたしましたので、概要を御報告し經大なる御協力を賜はりました市民各位に對し衷心より感謝の意を表する次第であります。

增築工事について

市立第一中學校は、昭和二十二年大藤省より興陸軍工兵學校々舍の一部五百余坪と附帯施設を拂下げ、その後一部の改造等を行い、中學校教育を行つて參つたのであるが、生徒の增加が著しく教室區劃不足より五百有余坪が不足し、この爲不正常授業を行はねばならなかつたのであります。これが早急な解決を圖る

市營プールについて

本校は各位既に御承知の通り市街地南方高台に位置し、水利が頗る悪いため、防火施設を兼ねプールを新設いたしたのであります。工事の概要につきましては左記の通りであります。

公称長　二五米
公称幅　一五米
コース　七
最深　三米
最淺　一・二米

縣水道より引水についてはこれが給水の施設により供給を受け、

三馬力のヒルマ眞空ポンプに加壓して、得水を容易ならしめておるのであります。その他附帯施設として、シヤワー室、更衣室、夜間照明のため四ケ所に三五〇W投光器を設置いたしたのであります。

本プールは、日本水泳連盟より七月十九日申請公認プールに認可せられましたが、このプールは學校プールでは本邦随一と稱されて居ります。

尚式終了後次の競泳を行いました。

1、古式泳法
2、競　泳

安房一高、安房水産、早大、OB、大澤、毛利各選手の模範競泳

二、千葉縣北部中學校對抗水上競技大會

松戸市立一中、二中、幕張中三校による一〇〇米自由形外七種目の競泳

優勝　一　中　八九点
二位　幕張中　三八点
三位　二　中　三一点

婦人會貯蓄組合を作りましよう

終戦後五年有餘を經過して、貯蓄源を生み出すことは、家計を相當する婦人の自覚に基く努力にまつて、はじめて可能であり、この努力の集積こそは、個々の家計を安全に維持し、更にもとは、組合をつくつて、必らず貯金しましよう。

B、婦人會貯蓄組合をつくるには

一、まづ婦人會で貯蓄の實行を約束した上で、組合の規約をつくること。

二、組合は十人以上集まれば、それでよいきます。集金や連絡等の都合上、部落單位とか、町内單位に、つくるのが便利です。又は一市、町、村を一つの組合にまとめ、その中で各地域毎に支部（班）を置くことも考えられます。

終戦後五年有餘を經過して、貯蓄源を生み出すことは、家計を相當する婦人の自覚に基く努力にまつて、はじめて可能であり、この努力の集積こそは、個々の家計を安全に維持し、更に國經濟は堅實な足取りをもつて、安定の域にたどりつき、一應安定した經濟をやゝ成元の近道でもあります。

よつて縣及び市において、戦前の水準に復活せんとするためには、國民一人々々が從來の成果に甘んずることなく、更に一段と自主的精神を振起して、產業の振興、貿易の發展に努力する一方、日常生活の刷新を斷行して、貯蓄源を涵養し、資金の蓄積を圖ることが急務であります。又更に日常生活に緊密を加え現實に相應しく、これを改善しなければならない人は、貯金する努力と工夫に欠けているからです。

二、わたしたちのふだんの生活や、冠婚葬祭のならわし等についてよく反省して見ましよう。この中から必らず貯蓄のもとになるむだが見いだされるものです。

三、婦人會といふ強い組織を通じて相互に努力し、工夫して、生みだした貯蓄の規約をつくること。

四、組合は十人以上集まれば、それでよいきます。集金や連絡等の都合上、部落單位とか、町内單位に、つくるのが便利です。又は一市、町、村を一つの組合にまとめ、その中で各地域毎に支部（班）を置くことも考えられます。

○、貯蓄組合をつくつたら一、組合の規約で選ばれた組合長は、二週間以内に組合の設立願を市役所總務課へ提出すること。

二、貯金する回數、貯金する金額、集金のしかたなどは、みんなで相談して定めること。

三、この頃合でした貯金は三萬圓まで利子所得税がかゝりません。詳細は市役所總務課で說明致します。

松戸市農業委員當選者

鈴木平作、齋藤嘉三郎、鈴木岩太郎、芦田武、及川栄吉、齋藤春保、澤田秀男、野口源治、根本秀雄、湯淺仲信、藤本武雄、澁谷新太郎、島村八郎、小林正作、高橋眞之。

松戸市農業委員會協議會は八月一日午後一時中部小學校圖書室に於いて推選委員の人員及推選人を協議滿崎一決を以つて市長推選人員四名と決定したの四氏が推選されました。

記

湯淺　細藏、森田常太郎
山田　操、高橋作次郎

第一回農業委員會は八月六日午後一時中部小學校圖書室に招集され、會長、副會長の選出を行い、行政名役職にそれぞれ左記の三氏が當選、會長、副會長に就任致しました。

農業委員長　湯淺　細藏
副委員長　森田常太郎
農業委員會副委員長　鈴木常次郎

畜犬登録について

費殿愛犬の二十六年度登録を左記に依り行います。

登録と同時に二十六年度新鑑札を交付いたします故、期間中に必ずおいで下さい

記

○登録は八月末日迄市役所獨生課又は所轄出張所で受付けます。

○おいでの節は新鑑札、印鑑及本年度登録料金參百圓を必ず御持參下さい。

○尚御手數でも犬が死亡したり所有者が變つた時もその旨お屆け下さい。

競輪、競艇、競馬、競車、競輪、競艇、競馬、競車、競輪、競艇、競馬、競車、

松戸市報

発行人
千葉縣松戸市松戸1415
松戸市役所
電話松戸局19・167・328

株式會社 松戸印刷所

祝祭日
戸ごとに
日の丸
揚げましよう

講和條約締結に當って

松戸市長　坂巻林之助

国民待望の講和條約締結の調印式が、來る九月八日米國桑港で行われようとしている。我々の頭上に取巻く雲霧が急に拓けて、晴天が私達の前途に開けて來た感じである。

想像だにしなかった冷厳な事實を知ってから、正に臥薪嘗膽の六年間、決して短い期間ではなかった。この間幸にして連合國の理解と極めて好意ある援助を得、戦爭による創痍も漸く癒え政治經濟社會等各般の分野に於て一應の安定と連合國が希む滿足な民主主義の促進が今日の講和締結に相成ったものと信じます。従って今後平和な民主政治制に基づく独立國日本として自由な発展と伸張に精活を常に營み共存している国際社會に於ても秩序規範が存在するものであり、斯に我が國は、今日迄國際的に見て戦爭犯罪國として看做されたる事に慣しむべき立場にあり、この講和締結によって連合諸國の恩典に浴し自由のない牢獄から假出所の取扱を受けた以上、埠自ら一定の約束があり、これを忠實に遵守し履行する義務が課せられるものである。一方國際間における連合國の紛爭等は、この國際的再出發にとって、平和幸福の獲得に重要且大であることは論を俟たないところであり、此の時此の場合、我々は日本人の努力を致さなければならないと思う。

吾々社會に於て協同の生悲しむべき現實を新めて認識し戒慎の思いに浴し、これを迎えたと聞いている。今回の我が國の場合と事情は異なるものがあるが、我々は考へ方は、戦に慣しむべき識と理解を賜わり、御協力と御指導を得たいと考へます。

何れにせよ、積年の孜々とした辛苦の結晶が、この講和條約締結だとすれば、この機會に多くの犠牲者がある肝銘せざる能はないし、この記念日には国民に國旗を掲げ、厳粛な気持で迎へると同時、市民一人一人の心の中に安心感が培養されまして、一層の一層の一層の

家畜の傳染病について

本常に牛馬の知くの例えが傳染病の疑いある場合、通り、此の場にとゞまらず及死亡、異動のあつた場合牛や馬は黙々と働いて居ります。あの場合種々の事情所定の手續を濟ませて下さいます。今後家畜の傳染性疾病ありませうが、一滴の水も無駄にしないよう家畜を愛でも興えるよう家畜を愛する気持が欲しいと思いま射、藥浴、投藥を實施されます。と同時に環境衛生にも家畜には證明書を交付致万全の注意を願られるよう御願い致します。蚊や蠅、冒の撲防注射を實施致しま夕方迄取入れるのを忘れた蓄積を擧げましたが、今後は暑い季節、至る處釘、針金の出ている畜舎等、今回改正されました家畜傳染病豫防法につき説明致します。家畜、松戸市の家畜のために傳染病の發生を未然に防止します。今回牛の流行性感冒の撲防注射を實施致しまして七十二パーセントの成一〇〇パーセントの家畜全ことについて市や國縣の行政に対して出来ることについて知れた事は、何時でも簡単に知る事が出来なければなりません。又これ等のことについて希望や意見等をもとより文化や社會福祉の皆さんは日常生活の事は皆さんの手で結成されん事を必要としようか？お推めします。

弘報委員會（弘報會）はどんな事をするのでしょうか？

弘報委員會には市當局から資料をお送りします。これ等によつて皆さんは市が何を行つているかを知る事が出來又特にくわしく知りたい事はつて貰いたい事ばかり聞いて貰いたい事ばかりです。

弘報委員會（弘報會）では皆さんの意見希望等をどうして市政に反映するか？

弘報委員會は市當局の自主的な民主的な行政の運動を出來るだけ援助するため、皆さんの便利な方法によつて、市行政の事を知らせる機會を作り、又皆さんの意見希望等を市に反映させるよう努力します。

市當局としては、皆さんの意見希望等をどうして聞くか？

市當局としては、皆さんの自主的な會合の活動、皆さんの便利な方法によつて、市行政の事を知らせる機會を作り、又皆さんの意見希望等を市に反映させるよう努力します。

皆さんの意見希望等をどうして市政に反映するか？

皆さんの意見希望等を聞くだけでは、皆さんが役員を選んで、皆さんが役員を選んで、皆さんの生活をよりよくする目的で、皆さんが役員を選ぶのです。

弘報委員會はどんな事をするのでしょうか？

弘報委員會には市當局から、パンフレット・ポスター等、いろ〳〵の弘報に關する資料をお送りします。これ等によつて皆さんは市が何を行つているかを知る事が出來又特にくわしく知りたい事はつて貰いたい事ばかり聞いて貰いたい事ばかりです。

弘報委員會（弘報會）は市當局とどうして連絡するか？

弘報委員會には市當局から、公聽會、座談會を開いたり、又皆さんの意見希望等を市に反映させるよう努力します。

皆さんの意見希望等をどうして市政に反映するか？

皆さんの意見希望等を聞くだけでは